

## 目次

### 教育長訓令

- 北海道立学校職員服務規程の一部を改正する教育長訓令の制定について……………1
- 北海道教育庁職員服務規程の一部を改正する教育長訓令の制定について……………6

### 告示

- 令和8年度の北海道立高等学校の生徒の募集人員等について……………11

### 通達・通知

- 令和8年度(2026年度)道立高等学校入学者選抜の実施について……………12
- 令和8年度(2026年度)市町村立高等学校入学者選抜の実施について……………12
- 令和8年度(2026年度)道立高等学校及び市町村立高等学校入学者選抜の実施について……………12
- 令和8年度(2026年度)道立高等学校及び市町村立高等学校入学者選抜の実施について……………13
- 令和8年度(2026年度)道立高等学校及び市町村立高等学校入学者選抜の実施について……………13

## 教育長訓令

### 北海道教育委員会教育長訓令第5号

庁中一般  
道立学校

北海道立学校職員服務規程の一部を改正する教育長訓令を次のように定める。  
令和7年9月30日

北海道教育委員会教育長 中島俊明

北海道立学校職員服務規程の一部を改正する教育長訓令

北海道立学校職員服務規程(昭和41年北海道教育委員会教育長訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第8条中第3項を次のように改める。

- 3 勤務時間等規則第11条の2第4項の規定による申出、同条第5項又は第6項の規定による申出の内容の変更及び勤務時間等規則第19条の規定による子育て部分休暇の請求は、子育て部分休暇簿(別記第5号様式の2)によりそれぞれ、校長にあっては教育長に、所属職員にあっては校長に対して行うものとする。  
別記第5号様式の2を次のように改める。

別記第5号様式の2(第8条関係)

子育て部分休暇簿

(第1面)

申出対象期間	年度			
勤務学校	氏名			
1 請求に係る子	氏名	生年月日 年 月 日		
2 申出	申出の内容 (①又は②を記入)	※申出の内容(変更後の内容も共通) ①1日につき2時間を超えない範囲内 ②1年につき人事委員会規則で定める時間(10日相当)を超えない範囲内		
	申出月日 月 日			
3 変更(第1回目)	変更後の内容 (①又は②を記入)	変更が必要な事情	特別の事情の有無 (有又は無を記入)	校長の承認
	変更月日 月 日			
4 変更(第2回目)	変更後の内容 (①又は②を記入)	変更が必要な事情	特別の事情の有無 (有又は無を記入)	校長の承認
	変更月日 月 日			
5 備考				

(注)

- 1 申出、変更又は請求に係る子の氏名、職員との続柄等及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等)を添付すること(写しでも可)。
- 2 請求に係る子が12歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある場合は、当該子が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児であることを証明する書類(障害者手帳の写し等)を添付すること。
- 3 第1号子育て部分休暇の承認の請求の場合は第4面を用いること。
- 4 第1号子育て部分休暇の承認が、職員からの請求に基づき取り消された場合は、その旨を第3面に記載すること。
- 5 申出の内容を変更する(特別な事情がある場合に限る)場合は、子育て部分休暇簿(第1面)の「3 変更(第1回目)」又は「4 変更(第2回目)」を記載し、子育て部分休暇請求時に添付すること。

(第2面)

第1号子育て部分休暇の承認の請求の場合  
 年度 氏名 \_\_\_\_\_

整理番号	子育て部分休暇の承認の請求をする期間			備考
	月日	毎日/曜日等	時間	
1	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	校長の承認 ※出勤簿の整理
2	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	
3	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	
4	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	
5	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	
6	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	
7	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	
8	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	
9	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	
10	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	

※欄は、整理者において記載すること。

(第3面)

第1号子育て部分休暇の承認の取消しの場合

年度 氏名

整理番号	子育て部分休暇の承認の取消しの期間		校長の承認	※出勤簿の整理	備考
	月日	時間			
1	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで			
2	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで			
3	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで			
4	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで			
5	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで			
6	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで			
7	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで			
8	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで			
9	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで			
10	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで			
11	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで			
12	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで			
13	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで			
14	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで			
15	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで			

※欄は、整理者において記載すること。

第2号子育て部分休暇の承認の請求の場合

年度 氏名

(第4面)

整理番号	子育て部分休暇の承認の請求をする期間		請求時間数	残時間数	請求月日	校長の承認	※出勤簿の整理	備考
	月日	時間						
1	月日	から 月日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	月 日			
2	月日	から 月日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	月 日			
3	月日	から 月日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	月 日			
4	月日	から 月日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	月 日			
5	月日	から 月日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	月 日			
6	月日	から 月日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	月 日			
7	月日	から 月日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	月 日			
8	月日	から 月日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	月 日			
9	月日	から 月日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	月 日			
10	月日	から 月日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	月 日			
11	月日	から 月日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	月 日			
12	月日	から 月日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	月 日			
13	月日	から 月日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	月 日			
14	月日	から 月日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	月 日			
15	月日	から 月日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	月 日			

※欄は、整理者において記載すること。

**附 則**

この教育長訓令は、令和7年10月1日から施行する。

**北海道教育委員会教育長訓令第6号**

庁 中 一 般

北海道教育庁職員服務規程の一部を改正する教育長訓令を次のように定める。

令和7年9月30日

北海道教育委員会教育長 中 島 俊 明

北海道教育庁職員服務規程の一部を改正する教育長訓令

北海道教育庁職員服務規程（昭和45年北海道教育委員会教育長訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項を次のように改める。

- 3 勤務時間等規則第11条の2第4項の規定による申出及び同条第5項又は第6項の規定による申出の内容の変更は子育て部分休暇簿（別記第2号様式の2）（第1面）により、勤務時間等規則第19条の規定による子育て部分休暇の請求は勤怠管理システム（勤怠管理システムを利用することができない職員にあっては、子育て部分休暇簿）により、それぞれ所属長に対して行うものとする。

別記第2号様式の2を次のように改める。

別記第2号様式の2(第8条関係)

子育て部分休暇簿		(第1面)
申出対象期間	年度	
所 属	氏 名	
1 請求に係る子	氏 名	生年月日 年 月 日
2 申出	申出の内容 (①又は②を記入)	※申出の内容(変更後の内容も共通) ①1日につき2時間を超えない範囲内 ②1年につき人事委員会規則で定める時間(10日相当)を超えない範囲内
	申出月日 月 日	
3 変更(第1回目)	変更後の内容 (①又は②を記入)	変更が必要な事情
	変更月日 月 日	
3 変更(第2回目)	変更後の内容 (①又は②を記入)	変更が必要な事情
	変更月日 月 日	
4 備考		

(注)

- 1 申出、変更又は請求に係る子の氏名、職員との続柄等及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等)を添付すること(写しでも可)。
- 2 請求に係る子が12歳に達する日後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある場合は、当該子が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児であることを証明する書類(障害者手帳の写し等)を添付すること。
- 3 第1号子育て部分休暇の承認の請求の場合は第2面、第2号子育て部分休暇の承認の請求の場合は第4面を用いること。
- 4 第1号子育て部分休暇の承認が、職員からの請求に基づき取り消された場合は、その旨を第3面に記入すること。
- 5 勤怠管理システムにおいて、申出の内容を変更する(特別な事情がある場合に限る)場合は、子育て部分休暇簿(第1面)の「3 変更(第1回目)」又は「3 変更(第2回目)」を入力し、子育て部分休暇請求時に添付すること。

第1号子育て部分休暇の承認の請求の場合

\_\_\_\_年度

(第2面)

整理番号	子育て部分休暇の承認の請求をする期間		請求月日	請求者等の印	承認の可否	決裁		整理者の印	備考
	月日	時				時	時		
1	月 日 から 月 日まで	時 分から 時 分まで	月 日						
2	月 日 から 月 日まで	時 分から 時 分まで	月 日						
3	月 日 から 月 日まで	時 分から 時 分まで	月 日						
4	月 日 から 月 日まで	時 分から 時 分まで	月 日						
5	月 日 から 月 日まで	時 分から 時 分まで	月 日						
6	月 日 から 月 日まで	時 分から 時 分まで	月 日						
7	月 日 から 月 日まで	時 分から 時 分まで	月 日						
8	月 日 から 月 日まで	時 分から 時 分まで	月 日						
9	月 日 から 月 日まで	時 分から 時 分まで	月 日						
10	月 日 から 月 日まで	時 分から 時 分まで	月 日						

(第3面)

第1号子育て部分休暇の承認の取消しの場合

\_\_\_\_年度

整理番号	子育て部分休暇の承認の取消しの期間		請求者等の印	決	裁	整理者の印	備考
	月 日	時 分 時 分					
1	月 日 から 月 日まで	時 分 から 時 分 まで					
2	月 日 から 月 日まで	時 分 から 時 分 まで					
3	月 日 から 月 日まで	時 分 から 時 分 まで					
4	月 日 から 月 日まで	時 分 から 時 分 まで					
5	月 日 から 月 日まで	時 分 から 時 分 まで					
6	月 日 から 月 日まで	時 分 から 時 分 まで					
7	月 日 から 月 日まで	時 分 から 時 分 まで					
8	月 日 から 月 日まで	時 分 から 時 分 まで					
9	月 日 から 月 日まで	時 分 から 時 分 まで					
10	月 日 から 月 日まで	時 分 から 時 分 まで					
11	月 日 から 月 日まで	時 分 から 時 分 まで					
12	月 日 から 月 日まで	時 分 から 時 分 まで					
13	月 日 から 月 日まで	時 分 から 時 分 まで					
14	月 日 から 月 日まで	時 分 から 時 分 まで					
15	月 日 から 月 日まで	時 分 から 時 分 まで					

(第4面)

第2号子育て部分休暇の承認の請求の場合

\_\_\_\_年度

第2号子育て部分休暇の時間数

時間 分

整理番号	子育て部分休暇の承認の請求をする期間		請求時間数	残時間数	請求月日	請求者等の印	承認の可否	決裁		整理者の印	備考
	月 日	時 分 から 時 分 まで									
1	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日						
2	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日						
3	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日						
4	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日						
5	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日						
6	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日						
7	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日						
8	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日						
9	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日						
10	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日						
11	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日						
12	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日						
13	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日						
14	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日						
15	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日						

別記第3号様式中「第8条第4項」を「第8条第7項」に改める。

**附 則**

この教育長訓令は、令和7年10月1日から施行する。

---

**告 示**

---

**北海道教育委員会告示第47号**

令和8年度の北海道立高等学校の生徒の募集人員、入学願書の提出期日等は、次のとおりとする。

令和7年9月30日

北海道教育委員会教育長 中 島 俊 明

- 第1 北海道立高等学校(専攻科及び北海道有朋高等学校を除く。)
- 1 募集人員  
別に告示する。
  - 2 入学願書の提出期日  
令和8年1月19日(月)午前9時から令和8年1月22日(木)正午まで
  - 3 入学願書の提出先  
出願先の高等学校長
- 第2 北海道立高等学校の専攻科
- 1 募集人員  
別に告示する。
  - 2 入学願書の提出期日
    - (1) 北海道美唄聖華高等学校及び北海道稚内高等学校  
令和8年1月19日(月)午前9時から令和8年1月22日(木)正午まで
    - (2) 北海道小樽水産高等学校及び北海道函館水産高等学校  
令和8年1月5日(月)午前9時から令和8年1月16日(金)正午まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)
    - (3) 北海道富良野高等学校及び北海道別海高等学校  
令和8年1月8日(木)午前9時から令和8年1月16日(金)正午まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)
  - 3 入学願書の提出先  
出願先の高等学校長
- 第3 北海道有朋高等学校
- 1 募集人員  
別に告示する。
  - 2 入学願書の提出期日
    - (1) 定時制の課程
      - ア 単位制による定時制の課程
        - (ア) 一般入学者選抜
          - a 前期  
令和8年3月10日(火)午前9時から令和8年3月18日(水)午後3時まで(日曜日及び土曜日を除く。)
          - b 後期  
令和8年8月21日(金)午前9時から令和8年8月28日(金)正午まで(日曜日及び土曜日を除く。)
        - (イ) 自己推薦による入学者選抜  
令和8年1月19日(月)午前9時から令和8年1月22日(木)正午まで
      - イ 技能教育施設との連携措置による定時制の課程  
北海道有朋高等学校長が別に定める。
    - (2) 通信制の課程  
令和8年2月13日(金)午前9時から令和8年3月18日(水)午後3時まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)
  - 3 入学願書の提出先  
北海道有朋高等学校長

---

**通 達 ・ 通 知**

---

教 学 向 第 4 8 8 号  
令和7年(2025年)9月30日

各道立高等学校長 様

北海道教育委員会教育長

**令和8年度(2026年度)道立高等学校入学者選抜の実施について(通達)**

このことについて、令和8年度(2026年度)入学者選抜実施要項を別記1から別記6までのとおり定めたので、入学者選抜の実施に当たっては、適切に行うようにしてください。

(学校教育局学力向上推進課学力向上政策係)

教 学 向 第 4 8 8 号  
令和7年(2025年)9月30日

札幌市、三笠市、ニセコ町、日高町、知内町、奥尻町、音威子府村、幌加内町、羽幌町、大空町及び浜中町を除く各市町村教育委員会教育長 様  
(札幌市立、三笠市立、ニセコ町立、日高町立、知内町立、奥尻町立、音威子府村立、幌加内町立、羽幌町立、大空町立及び浜中町立を除く各市町村立中学校長、義務教育学校長及び高等学校長)

**令和8年度(2026年度)市町村立高等学校入学者選抜の実施について(通知)**

このことについて、道立高等学校においては、実施要項を別記1から別記6までのとおり定め実施することとしたので、貴管下中学校及び義務教育学校に周知するとともに、市町村立高等学校の入学者選抜に当たっては、これに準じて実施するよう御配意願います。

(学校教育局学力向上推進課学力向上政策係)

教 学 向 第 4 8 8 号  
令和7年(2025年)9月30日

各教育局長 様

北海道教育委員会教育長

**令和8年度(2026年度)道立高等学校及び市町村立高等学校入学者選抜の実施について(通達)**

このことについて、令和8年度(2026年度)入学者選抜実施要項を別記1から別記6までのとおり定めたので、内容を承知の上、事務処理を適切に行うようにしてください。

なお、道立高等学校においては同実施要項により実施するよう各道立高等学校長あて通達し、札幌市立、三笠市立、ニセコ町立、日高町立、知内町立、奥尻町立、音威子府村立、幌加内町立、羽幌町立、大空町立及び浜中町立を除く市町村立高等学校においてはこれに準じて実施するよう配意願う旨、札幌市、三笠市、ニセコ町、日高町、知内町、奥尻町、音威子府村、幌加内町、羽幌町、大空町及び浜中町を除く各市町村教育委員会教育長あて通知したので、指導等についてもよろしく願います。

(学校教育局学力向上推進課学力向上政策係)

教 学 向 第 4 8 8 号  
令和7年(2025年)9月30日

札幌市教育委員会教育長  
(札幌市立中学校長、義務教育学校長及び高等学校長)  
三笠市教育委員会教育長

(三笠市立中学校長及び高等学校長)  
ニセコ町教育委員会教育長  
(ニセコ町立中学校長及び高等学校長)  
日高町教育委員会教育長  
(日高町立中学校長及び高等学校長)  
知内町教育委員会教育長  
(知内町立中学校長及び高等学校長)  
奥尻町教育委員会教育長 様  
(奥尻町立中学校長及び高等学校長)  
音威子府村教育委員会教育長  
(音威子府村立中学校長及び高等学校長)  
幌加内町教育委員会教育長  
(幌加内町立中学校長及び高等学校長)  
羽幌町教育委員会教育長  
(羽幌町立中学校長及び高等学校長)  
大空町教育委員会教育長  
(大空町立中学校長及び高等学校長)  
浜中町教育委員会教育長  
(浜中町立中学校長及び高等学校長)

北海道教育委員会教育長

**令和8年度(2026年度)道立高等学校及び市町村立高等学校入学者選抜の実施  
について(通知)**

このことについて、道立高等学校においては、実施要項を別記1から別記6までのとおり定め実施することとしたので、貴管下中学校に周知するよう願います。

なお、道立高等学校においては同実施要項により実施するよう各道立高等学校長あて通達し、札幌市立、三笠市立、ニセコ町立、日高町立、知内町立、奥尻町立、音威子府村立、幌加内町立、羽幌町立、大空町立及び浜中町立を除く市町村立高等学校においてはこれに準じて実施するよう配意願う旨、札幌市、三笠市、ニセコ町、日高町、知内町、奥尻町、音威子府村、幌加内町、羽幌町、大空町及び浜中町を除く各市町村教育委員会教育長あて通知したので、併せてお知らせします。

(学校教育局学力向上推進課学力向上政策係)

教 学 向 第 4 8 8 号  
令和7年(2025年)9月30日

各北海道教育大学附属中学校長  
北海道教育大学附属釧路義務教育学校長  
北海道教育大学附属特別支援学校長 様  
北 海 道 総 務 部 長  
(各私立中学校長及び高等学校長)

北海道教育委員会教育長

**令和8年度(2026年度)道立高等学校及び市町村立高等学校入学者選抜の実施  
について(通知)**

このことについて、令和8年度(2026年度)入学者選抜実施要項を別記1から別記6までのとおり定めたので、お知らせします。

なお、道立高等学校においては同実施要項により実施するよう各道立高等学校長あて通達し、札幌市立、三笠市立、ニセコ町立、日高町立、知内町立、奥尻町立、音威子府村立、幌加内町立、羽幌町立、大空町立及び浜中町立を除く市町村立高等学校においてはこれに準じて実施するよう配意願う旨、札幌市、三笠市、ニセコ町、日高町、知内町、奥尻町、音威子府村、幌加内町、羽幌町、大空町及び浜中町を除く各市町村教育委員会教育長あて通知したので、併せてお知らせします。

(学校教育局学力向上推進課学力向上政策係)

**別記1**

令和8年度(2026年度)道立高等学校一般入学者選抜実施要項

(令和7年(2025年)9月30日教育長決定)

この要項は、令和8年度(2026年度)の道立高等学校の入学者の選抜(推薦による入学者、連携型中高一貫教育を実施する高等学校の入学者、北海道有朋高等学校の入学者、専攻科の入学者及び道外からの推薦による出願を受け入れる道立高等学校への入学者の選抜を除く。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

**1 募 集 人 員**

別に告示するところによる。

**2 出 願 資 格**

道立の高等学校(以下「高等学校」という。)に出願することのできる者は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条の規定に基づき、次のいずれかに該当する者であること。

- (1) 中学校、これに準ずる学校又は義務教育学校を卒業した者(令和8年(2026年)3月末日までに中学校、これに準ずる学校又は義務教育学校を卒業する見込みの者を含む。)
- (2) 中等教育学校の前期課程を修了した者(令和8年(2026年)3月末日までに中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者を含む。)
- (3) 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者(令和8年(2026年)3月末日までに当該施設の当該課程を修了する見込みの者を含む。)
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則(昭和41年文部省令第36号)により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- (7) その他高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

**【留意事項】**

道立高等学校推薦入学者選抜実施要項、連携型中高一貫教育を実施する道立高等学校入学者選抜実施要項、北海道有朋高等学校入学者選抜実施要項及び道立高等学校への道外からの出願に係る入学者選抜実施要項並びに市町村立高等学校の入学者選抜実施要項(以下「市町村実施要項」という。)により出願した者は、同時にこの要項により出願することはできない。

**3 出 願 可 能 な 高 等 学 校**

出願できる高等学校は、北海道立高等学校通学区域規則(平成16年北海道教育委員会規則第1号。以下「通学区域規則」という。)の定めるところによる。

なお、同規則第1条第3項に定める「帰国子女等」とは、帰国子女(日本国籍を有する子女で、海外在留者に同伴して、引き続き1年を超える期間海外に在留し、帰国後3年未満の生徒をいう。)及びこれに準ずる者と高等学校長が認める者をいう。

#### 4 出願できる学科

出願できる学科は、一の高等学校の一の学科に限るものとする。ただし、次の場合は、「第2志望」又は「第3志望」を認める。

##### (1) 第2志望

2以上の学科を設置している高等学校への出願において、出願しようとする高等学校に置かれている同一課程の他の学科を第2志望とする場合

##### (2) 第3志望

3以上の学科を設置している高等学校への出願において、第1志望及び第2志望の学科以外に、出願しようとする高等学校に置かれている同一課程の他の学科への入学を併せて希望する場合

##### 【留意事項】

出願者が普通教育を主とする学科のいずれかの学科を第2志望又は第3志望とした場合において、出願者の保護者（出願者に対して親権を行う者（親権を行う者がいない場合は未成年後見人）。以下同じ。）の住所が通学区規則第2条に定める通学区域に存しないときは、同規則第3条又は第4条の規定が適用されること。

なお、普通教育を主とする学科とは、普通科、地域探究科及び文理探究科（以下「普通科等」という。）を指す。

#### 5 出願の受付

出願書類の受付期間及び受付時間は、次のとおりとする。

受付期間	受付時間
令和8年(2026年)1月19日(月)～ 令和8年(2026年)1月22日(木)	9:00～16:30 (22日は12:00までとする。)

ただし、定時制の課程への出願者で、就職内定証明書を添付できる者は、令和8年(2026年)2月27日(金)までとする。

#### 6 出願の手続

##### (1) 出願者の手続

出願者は、次の書類を、現に在学し、又は卒業した中学校又は義務教育学校の校長（以下「中学校長」という。）を経由して、出願先の高等学校長に提出すること。ただし、令和8年(2026年)3月31日に満18歳以上の者（平成20年(2008年)4月1日以前に出生した者。以下「成人」という。）が出願する場合は、次のア～オの書類に出願資格が分かる書類を添付して、直接出願先の高等学校長に提出すること。

##### 【留意事項】

- 1 成人の出願資格が分かる書類については、卒業証明書又は卒業証書の写し等、出願先の高等学校長が出願資格があると判断できるものであること。
- 2 公立夜間中学（義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）第14条に規定する学校。以下「夜間中学」という。）を卒業見込みの者は、現に在学する中学校長を経由して、出願先の高等学校長に提出すること。

ア 入学願書(ウェブ申請用)(北海道立高等学校学則(昭和26年北海道教育委員会規則第8号)第15条の規定による入学願書(同規則別記第3号様式))

出願者は、あらかじめウェブ上の出願情報電子申請システム(以下「申請システム」という。)により、必要事項を入力・申請した上で、入学検定料として北海道立学校条例(昭和39年北海道条例第41号)に定める金額の北海道収入証紙を入学願書に貼り付けること。

なお、ウェブ上の申請システムによる出願者情報等のオンライン入力受付期間は次のとおりとする。

受付期間
令和7年(2025年)12月5日(金)～令和8年(2026年)1月22日(木)

#### 【留意事項】

##### 1 入学願書の作成

ウェブ申請に係る手続等の詳細については、別に定める「令和8年度道立高等学校入学者選抜出願手続(ウェブ申請・願書提出)マニュアル」(以下「マニュアル」という。)を参照すること。

なお、入学願書(ウェブ申請用)と写真台紙・受検票は、それぞれA4用紙に片面で印刷し、写真台紙と受検票は切り離さないこと。

##### 2 入学願書の入力等

(1) 出願者が未成年の場合、「保護者等署名」の欄は、出願者に対して親権を行う者(親権を行う者がいない場合は未成年後見人)が署名すること。

(2) 入学願書の「出願学科」の欄の入力に当たっては、2以上の学科が設置されている学校において第2志望又は第3志望を希望しない場合は、「第2志望」は「－(第2志望なし)」を選択し、「第3志望」は「－(第3志望なし)」を選択すること。

(3) 保護者の間で住所が異なる場合は、出願者の日常生活が営まれ、生活の本拠となっている所の保護者を「保護者等」の欄に入力すること。

(4) 現住所については、合格通知書等の確実な到着を期するため、「〇〇方」、「〇〇マンション〇〇号室」等詳細に入力すること。

(5) 受検に際し、特別な配慮を希望する者については、申請システムの「入学者選抜における特別な配慮の希望の有無」で「有」を選択すること。

イ 写真台紙(ウェブ申請用)(別記様式1)

出願前6か月以内に上半身を正面から撮影した写真のデータ(10MB以内)を申請システム上でアップロードする、又は出願前6か月以内に上半身を正面から撮影した写真(縦7cm・横5cm)を写真台紙に貼り付けること。

ウ 住民票の写し

出願後において出願先の高等学校長から提出を求められた場合、保護者及び出願者について、令和8年(2026年)1月以降に交付を受けた住民票の写し(個人番号が記載されていないもの。保護者の間で住所が異なる場合は、それぞれの住民票の写し。)を提出すること。

エ 隣接学区等就学承認通知書

全日制の課程の普通科等の出願者で、通学区域規則第4条第1項第2号又は第3号の規定により出願する者は、同条第3項の規定により交付を受けた隣接学区等就学承認通知書を提出すること。

**【留意事項】**

あらかじめ、隣接学区等就学承認申請書を、令和7年(2025年)12月5日(金)正午までに、中学校長を経由して、出願先の高等学校長に提出し承認を受けること。この場合において、高等学校長の承認又は不承認の通知は、令和7年(2025年)12月12日(金)までに行うこと。

なお、高等学校長は、不承認の通知をする場合にあっては、不承認とする理由を具体的に記載した書面を隣接学区等就学不承認通知書に添付すること。

## オ 個人調査書

成人の出願者(夜間中学を卒業見込みの者を除く。以下同じ。)のうち、中学校又は義務教育学校(以下「中学校」という。)卒業後5年を経過していないものに限り、卒業した中学校長が作成した個人調査書を提出すること。

## (2) 中学校長の手続

## ア 入学願書(ウェブ申請用)及び出願者一覧表

高等学校長に出願者の入学願書(ウェブ申請用)を送付するときは、中学校長は、出願者一覧表(別記様式2)を添付すること。

**【留意事項】**

- 1 収入証紙は、同一高等学校へ出願者分について一括して貼り付けることができること。
- 2 出願書類を高等学校長に郵送する場合には、封筒の表面に「入学願書」と朱書し、一般書留速達又は簡易書留速達により期限までに必着するよう送付すること。
- 3 出願者一覧表用紙は、中学校において作成すること。
- 4 受検に際し、特別な配慮を必要とする者については、出願者一覧表の備考欄に明記すること。

## イ 個人調査書

中学校長は、令和8年(2026年)2月13日(金)から2月18日(水)正午までに、高等学校長に個人調査書(別記様式3)を送付すること。

なお、中学校卒業後5年を経過した出願者(夜間中学を卒業見込みの者を除く。以下同じ。)については、個人調査書の作成を要しない。

**【留意事項】**

- 1 個人調査書用紙は、中学校において作成すること。
- 2 中学校長は、中学校生徒指導要録に基づいて厳正に作成すること。
- 3 校内に「個人調査書審査委員会」を設置するなどして、点検、保管、発送などの事務を公正かつ的確に行うこと。
- 4 個人調査書への受検番号の記入について、離島等でやむを得ない事情により令和8年(2026年)2月18日(水)正午までに到着できないと見込まれる場合は、未記入のまま提出することができること。
- 5 個人調査書の記載については、この要項の別記様式3の「備考 個人調査書の記入について」(36ページ)によること。
- 6 個人調査書を高等学校長に郵送する場合には、一般書留、簡易書留又はレターパックプラスとすること。

(3) 高等学校長の手続

ア 高等学校長は、入学願書を受け付けたときは、速やかに入学願書受付票(別記様式4)を当該中学校長に交付すること。

イ 受検票

高等学校長は、受検票を当該中学校長を経由して出願者に交付すること。交付期間は、令和8年(2026年)2月3日(火)から2月13日(金)までとする。

**【留意事項】**  
 受検票を当該中学校長に郵送する場合には、一般書留、簡易書留又はレターパックプラスとすること。

ウ 入学願書受付簿

高等学校長は、受け付けた出願者の状況を入学願書受付簿(別記様式5)に記入すること。

7 出願状況の発表

令和8年(2026年)1月22日(木)正午までの出願状況の発表の期日等は、次のとおりとする。

区 分	期 日	時 間	場 所
全 道(発表)	1月26日(月)	10:00	学力向上推進課ウェブページ

8 出 願 変 更

(1) 一 般 の 場 合

ア 出願者は、当初出願した高等学校の同一の課程の他の学科又は他の高等学校の同一の課程の学科に1回出願を変更することができる。

**【留意事項】**  
 出願者が普通科等に出願を変更する場合には出願者の保護者の住所が通学区域規則第2条に定める通学区域に存しないときは、同規則第3条又は第4条の規定が適用される。

イ 出願変更の受付期間及び受付時間は、次のとおりとする。

受 付 期 間	受 付 時 間
令和8年(2026年)1月27日(火)～ 令和8年(2026年)2月2日(月) (日曜日及び土曜日を除く。)	9:00～16:30 (2日は16:00までとする。)

ウ 出願者の手続

出願を変更しようとする出願者は、出願変更願(別記様式6)を中学校長を経由して当初出願した高等学校長に提出すること。ただし、成人の出願者の場合は、中学校長を経由せず、直接当初出願した高等学校長に提出すること。

エ 高等学校長の手続

(ア) 出願変更承認書

当初出願を受け付けた高等学校長は、中学校長又は成人の出願者から出願変更願の提出があった場合、出願者に対し、出願変更承認書(別記様式7)を交付すること。

(イ) 出願変更通知書及び出願書類

当初出願を受け付けた高等学校長は、出願変更先の高等学校長に対し、令和8年(2026年)2月6日(金)までに、出願変更通知書(別記様式8)、出願変更願の写し及びその出願者の出願書類を送付すること。

なお、当初出願を受け付けた高等学校長は、速やかに出願変更先の高等学校長に対し、出願変更の状況を電話等により連絡すること。

(ウ) 受検票

出願変更先の高等学校長は、出願者に対し、令和8年(2026年)2月13日(金)までに受検票を交付すること。

オ 出願変更状況の発表の期日等は、次のとおりとする。

(ア) 中間発表

区 分	期 日	時 間	場 所
高等学校(掲示)	1月29日(木)	16:30	各高等学校
全 道(発表)		当日中	学力向上推進課ウェブページ

(イ) 最終発表

区 分	期 日	時 間	場 所
全 道(発表)	2月12日(木)	10:00	学力向上推進課ウェブページ

【留意事項】

- 1 中間発表は、別記様式21の2の「倍率  $\frac{(E)}{(A)}$ 」の欄までとする。
- 2 中間発表については、令和8年(2026年)1月29日(木)正午現在の数とする。

(2) 特 別 の 場 合

ア 全日制の課程の場合

(ア) 出願後において、普通科等の出願者で、保護者の住所の移転に伴い新住所が当初出願した学区と異なる学区となる場合は、新住所の存する学区内の全日制の課程の普通科等又は新住所の存する地域の通学可能な高等学校の全日制の課程の普通科等以外の学科に出願を変更することができる。

【留意事項】

- 1 全日制の課程の出願者のうち、保護者の転勤(内定)等に伴い令和8年(2026年)4月7日(火)までに保護者の住所の移転が確実に見込まれる場合にも、出願を変更することができる。この場合、転勤(内定)証明書等その事情を証明する書類を添付すること。
- 2 出願を変更しない場合は、通学区域規則第3条又は第4条の適用を受ける。

(イ) 出願後において、普通科等以外の学科の出願者で、保護者の住所の移転に伴い新住所の存する地域の通学可能な高等学校に出願しようとする場合は、全日制の課程の学科に出願を変更することができる。ただし、全日制の課程の普通科等に出願しようとする場合は、保護者の住所の移転に伴い、新住所の存する学区が移転前の住所の存する学区と異なる場合に限る。

**【留意事項】**

普通科等に出願を変更する場合に出願者の保護者の新住所が通学区域規則第2条に定める通学区域に存しないときは、同規則第3条又は第4条の規定が適用される。

(ウ) 出願後において、特別の事情がある場合は、定時制の課程に出願を変更することができる。

**イ 定時制の課程の場合**

出願後において、出願者の就職の決定(内定を含む。)又は保護者の住所の移転に伴い、他の高等学校の定時制の課程に出願を変更しようとする場合は、出願する学科を変更することができる。

ウ 特別の場合の出願変更は、選抜の実施に支障のない限り、これを認めることができる。

エ 特別の場合の出願変更の手続は、一般の場合の出願変更の手続に準じて行うものとし、この場合において、出願変更願を受けた高等学校長は、変更先の高等学校長と協議するものとする。

**【留意事項】**

当初市立札幌大通高等学校に出願した出願者が出願を変更した場合は、出願者のいる中学校長は、変更先の高等学校長に個人調査書を送付すること。

**【留意事項】**

1 出願変更に伴う入学願書その他の出願書類の取扱いについては、次による。

**(1) 道立高等学校間における場合**

当初の出願先の高等学校長は、次の手続をすること。

- ア 入学願書の備考欄に「出願変更」と朱書する。
- イ 全ての出願書類を出願変更通知書とともに、変更先の高等学校長に送付する。
- ウ 入学願書受付簿の備考欄に回付の理由、回付の年月日等必要事項を記入し、当該出願者を出願者総数から除く。
- エ 中学校長又は成人の出願者に対し、当該出願者についての出願書類等を変更先の高等学校長に送付した旨を通知する。

**(2) 道立高等学校から市町村立高等学校への場合**

ア 出願者は、新たに作成する入学願書及び当初出願した高等学校長から交付を受けた出願変更承認書を中学校長を経由して変更先の高等学校長に提出すること。この際、新たに提出する入学願書は、「6 出願の手続」の(1)のア(札幌市立高等学校への出願変更の場合は、札幌市所定の方法)により作成し、入学願書の備考欄に「出願変更」と朱書するとともに、当初出願した学校、課程及び学科を同じく朱書すること。ただし、成人の出願者が書類を提出する場合には、中学校長を経由せず、直接当該高等学校長に提出すること。

- イ 当初の出願先の高等学校長は、次の手続をすること。
- (7) 既に提出された入学願書及び受検票を留め置き、その他の書類は、出願変更通知書とともに、変更先の高等学校長に送付する。
- (4) 入学願書受付簿の備考欄に必要事項を記入し、当該出願者を出願者総数から除く。
- (ウ) 中学校長又は成人の出願者に対し、当該出願者についての出願書類等を変更先の高等学校長に送付した旨を通知する。
- (3) 市町村立高等学校から道立高等学校への場合
- ア 出願者は、前記(2)のアに準じて手続をすること。この際、新たに提出する入学願書の備考欄に「出願変更」と朱書するとともに、当初出願した学校、課程及び学科を同じく朱書すること。
- イ 当初の出願先の高等学校長は、前記(2)のイに準じて手続をすること。
- (4) 変更先の高等学校においては、次の手続をすること。
- ア 入学願書受付簿の備考欄に回付された理由等必要事項を記入し、当該出願者を出願者総数に算入する。
- イ 前記(1)の場合、入学願書、写真台紙及び受検票の受検番号欄の( )内並びに写真台紙及び受検票の高等学校及び学科の欄の(※)内に必要事項を記入する。この場合、当初出願の高等学校、課程、学科及び受検番号は、消去する。
- 2 出願変更に伴う入学検定料の取扱いについては、「道立高等学校入学者選抜に係る入学検定料の取扱いについて」(昭和59年(1984年)12月1日付け教高第1171号教育長通達)(183ページ)を参照すること。

## 9 学 力 検 査

### (1) 学力検査の実施

全日制の課程については、学力検査を実施することとし、定時制の課程については、実施しないこととする。

#### 【留意事項】

##### 問題用紙等の送付及び保管

- 1 学力検査の問題用紙等は、各高等学校長あて、直接、書留小包等により送付する。送付期日、部数等については、別に通知する。
- 2 小包は、数個に分かれている場合があるので、別に通知する明細書と照合の上、異常の有無を学校教育局学力向上推進課長に北海道電子自治体共同システムにおけるHARPフォーム等により報告するとともに、厳重に保管すること。
- 3 「8 出願変更」、「12 委託受検」又は道外からの出願等により、送付を受けた問題用紙等に不足を生じたときは、その内訳を明確にし、学校教育局学力向上推進課長に、不足数を電話により請求すること。

(2) 検査期日及び検査時間

ア 検査期日

学力検査の期日は、令和8年(2026年)3月4日(水)とする。

イ 検査時間

検査時間は次のとおりとする。

検査時間	9:20 } 10:15	10:35 } 11:30	11:50 } 12:45	13:35 } 14:30	14:50 } 15:45
教科	第1部 国語	第2部 数学	第3部 社会	第4部 理科	第5部 英語

なお、英語の聞き取りテストの時間は、第5部の検査時間の中に含む。

ウ 解答に要する時間は各50分とし、検査時間の冒頭5分間で受検者に対する注意、問題用紙等の配付を終えること。

【留意事項】

1 問題用紙及び解答用紙

(1) 問題用紙及び解答用紙を入れた封筒の表書は、次のとおりである。

令和8年度 第○部 (教科)
問題用紙 解答用紙
各○○部入り
注意事項 開封は、検査室において行うこと。

(2) 封筒は、教科別に5種類である。ただし、第5部の英語の聞き取りテストの放送台本は別の封筒としている。

(3) 各教科の封筒には、問題用紙と解答用紙が、同じ部数入れている。

(4) 正誤表を別に送付する場合もあるので、その場合は、訂正をすること。

(5) 開封は、当該教科の検査時間の直前に検査室において行うこと。

2 正答表

正答表を入れた封筒の表書は、次のとおりである。

令和8年度 第○部 (教科)
正答表
○部入り
注意事項 当該教科の検査終了まで厳重に保管すること。

(3) 検査教科及び配点

学力検査を行う教科は、国語、数学、社会、理科及び英語とし、配点は、各教科とも100点とする。

**(4) 出題の方針**

学力検査は、中学校学習指導要領の趣旨を踏まえ、全ての教科で、基礎的・基本的な知識及び技能とともに、思考力、判断力、表現力等についてもバランスよく出題する。

なお、北方領土に関する内容を出題することとする。

**(5) 受検者の持参すべきもの**

ア 受検票

イ 鉛筆(シャープペンシルを含む。)、消しゴム、定規(分度器の付いていないもの)、コンパス及び鉛筆削り

なお、計算機(時計型、ペンシル型を含む。)、携帯電話(スマートフォンを含む。)、辞書機能付時計、ウェアラブル端末(スマートウォッチを含む。)等、学力検査の公正を損なうおそれのあるものの持込みは認めない。

ウ 上履き及び昼食

**【留意事項】****1 受検場の設営**

- (1) 解答に示唆を与えるような教室・廊下等の掲示物は、あらかじめ撤去しておくこと。
- (2) 廊下等に標識を付けて、受検者の便宜を図ること。

**2 学力検査の実施**

- (1) 検査終了に際しては、問題用紙を回収せず、解答用紙のみを提出させること。
- (2) 解答用紙に出願先学校名、受検番号及び出身学校名を必ず記入するよう受検者に注意すること。
- (3) 必要に応じて受検者を早めに登校させ、検査の開始に先立って、受検についての注意を与えること。
- (4) 突発的な事故等により検査時間を変更する場合には、所轄の教育局長及び学校教育局学力向上推進課長に電話で連絡し、指示を受けること。
- (5) 検査開始時刻に遅れて登校又は入室した者については、支障のない限り受検させること。
- (6) 検査時間の終了までは、受検者を退室させないこと。
- (7) 身体の不調等のため、他の受検者と同じ状態で検査を受けることのできない者については、適切に検査を受けられるよう配慮すること。

**3 答案の保管**

学力検査の答案は厳重に保管すること。

**4 問題等の公表**

各教科の検査終了後、問題用紙及び正答表を外部に配布すること又は校内等に掲示することは差し支えない。

## 10 面接等

### (1) 全日制の課程に係る面接

ア 高等学校長は、出願者の全員又は過年度卒業の出願者の全員について面接を行うことができる。

#### 【留意事項】

アにおける出願者の全員とは大学科ごとの出願者の全員をいう。なお、この要項における大学科とは、普通教育を主とする学科、農業に関する学科、工業に関する学科、商業に関する学科、水産に関する学科、家庭に関する学科、看護に関する学科、福祉に関する学科、理数に関する学科、体育に関する学科、外国語に関する学科及び総合学科を指す。

イ 令和8年(2026年)3月5日(木)に行うこと。ただし、これにより難しい場合は前日の学力検査終了後に行うことができる。

### (2) 全日制の課程に係る実技

ア 高等学校長は、学科ごとに出席者の全員(第2志望の者を含む。)について、実技を行うことができる。

イ 令和8年(2026年)3月5日(木)に行うこと。

#### 【留意事項】

体育に関する学科の出席者で、実技に関わり怪我・健康に不安がある場合や、医師の指示等がある場合で、実技を行うことができないときは、中学校長を経由して出願先の高等学校長に報告すること(成人の出席者は、直接出願先の高等学校長に報告すること。)

### (3) 定時制の課程に係る面接

ア 出席者の全員について行うものとする。

イ 令和8年(2026年)3月4日(水)に行うこと。

#### 【留意事項】

面接等を特別の事情により所定の日時に受けることができない者は、中学校長を経由して出願先の高等学校長にその旨を申し出て、面接等の期日の延期を願い出ることができる(成人の出席者は、直接出願先の高等学校長に申し出ること。)

## 11 学力検査及び面接等の会場

### (1) 学力検査の受検場及び面接等の会場

学力検査の受検場及び面接等の会場は、原則として、出願先の高等学校とする。

### (2) 保護者の住所が羽幌町大字焼尻に存する出願者の場合

保護者の住所が羽幌町大字焼尻に存する出願者のうち、出願先の高等学校で受検することが著しく困難な者は、次の手続により羽幌町焼尻総合研修センター(以下「特設受検場」という。)で受検することができる。

#### 【留意事項】

羽幌町大字焼尻所在の中学校長は、特設受検場における受検の希望者を調査し、令和8年(2026年)1月19日(月)までに留萌教育局長に連絡すること。

ア 特設受検場において受検を希望する者は、特設受検場受検願(別記様式9)を中学校長を経由して、出願先の高等学校長に提出すること。ただし、成人の出願者の場合は、中学校長を経由せず、直接当該高等学校長に提出すること。

- イ 特設受検場受検願の受付日は、令和8年(2026年)1月22日(木)及び1月23日(金)とする。
- ウ 出願先の高等学校長は、令和8年(2026年)1月28日(水)までに特設受検場受検承認書(別記様式10)を中学校長を経由して、特設受検場で受検を希望する者に交付すること。ただし、成人の出願者の場合は、中学校長を経由せず、直接当該出願者に交付すること。

**【留意事項】**

推薦入学者選抜において合格内定とならなかった者が、再出願する場合の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1 特設受検場受検願の受付日は、令和8年(2026年)2月19日(木)とする。
- 2 出願先の高等学校長は、令和8年(2026年)2月26日(木)までに特設受検場受検承認書を中学校長を経由して、特設受検場で受検を希望する者に交付すること。

- エ 出願先の高等学校長は、受検者名簿及び写真を令和8年(2026年)2月26日(木)正午までに留萌教育局長に送付すること。
- オ 留萌教育局長は、学力検査実施後、受検者名簿に受検の有無を記入の上、答案及び写真とともに出願先の高等学校長に速やかに送付すること。
- カ 特設受検場で受検する者は、学力検査の当日、特設受検場受検承認書を提示して受検すること。

**【留意事項】**

留萌教育局長は、特設受検場での受検者に欠席や身体の不調等があったときは、速やかに出願先の高等学校長に電話により通知すること。

## 12 委 託 受 検

離島及び5級のへき地の学校に就学すべき地域に保護者の住所の存する出願者又は保護者の住所の移転に伴い出願を変更した出願者のうち、出願先の高等学校で学力検査を受検することが著しく困難な者は、次の手続により他の高等学校において学力検査を受検すること(以下「委託受検」という。)ができる。

- (1) 委託受検を希望する者は、委託受検願(別記様式11)を中学校長を経由して、出願先の高等学校長に提出すること。ただし、成人の出願者の場合は、中学校長を経由せず、直接当該高等学校長に提出すること。
- (2) 委託受検願の受付日は、令和8年(2026年)1月22日(木)及び1月23日(金)とする。ただし、「8 出願変更」の(2)に定める「特別の場合」の出願変更等をした出願者については、選抜事務に支障のない限り、この受付日以後においても受け付けることができる。
- (3) 出願先の高等学校長は、委託先の高等学校長の同意を得て、令和8年(2026年)1月28日(水)までに委託受検承認書(別記様式12)を中学校長を経由して、委託受検を希望する者に交付すること。ただし、成人の出願者の場合は、中学校長を経由せず、直接当該出願者に交付すること。
- (4) 出願先の高等学校長は、受検者名簿及び写真を、令和8年(2026年)2月26日(木)正午までに委託先の高等学校長に送付すること。
- (5) 委託先の高等学校長は、学力検査実施後、受検者名簿に受検の有無を記入の上、答案及び写真とともに出願先の高等学校長に速やかに送付すること。
- (6) 委託受検をする者は、学力検査の当日、委託受検承認書を提示して受検すること。

**【留意事項】**

委託先の高等学校長は、委託受検者に欠席や身体の不調等があったときは、速やかに出願先の高等学校長に電話により通知すること。

**13 追 検 査****(1) 対 象 者**

一般入学者選抜に出願し、学力検査(定時制の課程における面接を含む。以下「本検査」という。)を、次の各項のいずれかにより受検できない者。

なお、本検査を一部でも受検した者は、原則として、追検査の対象とならない。

ア 学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第19条で出席停止の扱いが定められている感染症により、本検査を受検できない者

イ その他やむを得ない事情により、本検査を受検できない者

**(2) 出 願 の 手 続**

ア 中学校長は、本検査を受検できない者(過年度卒業生のうち中学校長を経由して出願した者を含む。)が確認された場合は、追検査の受検の希望の有無を確認の上、当該出願者の中学校名、受検番号及び氏名を出願先の高等学校長へ電話等により速やかに連絡すること。ただし、成人の出願者の場合は、中学校長を経由せず、直接出願先の高等学校長へ電話等により連絡すること。

**【留意事項】**

高等学校長は、中学校長から追検査の受検を希望する旨の連絡があった場合は、終了時点受検者数とともに所轄の教育局に報告すること。

イ 出願者は、令和8年(2026年)3月5日(木)午後4時までに追検査受検願(別記様式13)を中学校長を経由して、出願先の高等学校長に提出すること。ただし、成人の出願者の場合は、中学校長を経由せず、直接出願先の高等学校長に提出すること。

**【留意事項】**

- 1 中学校長は、やむを得ない事情により期限までに提出できない場合は、事前に電子メール等で追検査受検願の写しを出願先の高等学校長に送付するとともに、速やかに原本を提出すること。
- 2 中学校長は、受検に際し、新たに特別な配慮を必要とする場合には、速やかにその旨を出願先の高等学校長へ電話等により連絡すること。

ウ 追検査受検願の提出を受けた高等学校長は、令和8年(2026年)3月6日(金)正午までに追検査受検承認書(別記様式14)を中学校長を経由して当該出願者に交付すること。ただし、成人の出願者の場合は、中学校長を経由せず、直接当該出願者に交付すること。

**【留意事項】**

高等学校長は、追検査の受検を承認する旨を、速やかに中学校長に電話により連絡すること。

### (3) 学力検査の実施

全日制の課程については、学力検査を実施することとし、定時制の課程については、実施しないこととする。ただし、追検査の問題は本検査の問題と異なるものとする。

#### ア 検査期日

学力検査の期日は、令和8年(2026年)3月11日(水)とする。

#### イ 学力検査の受検場

学力検査の受検場は、原則として、出願先の高等学校とする。

#### ウ 実施内容

「9 学力検査」の(2)イ及びウによる。

#### エ 検査教科及び配点

「9 学力検査」の(3)による。

#### オ 出題の方針

「9 学力検査」の(4)による。

#### カ 受検者の持参すべきもの

「9 学力検査」の(5)に加え、追検査受検承認書を持参すること。

### (4) 面接等の実施

#### ア 全日制の課程に係る面接、実技

高等学校長は、本検査で面接、実技を行った場合は、学力検査終了後に行うこと。ただし、これにより難しい場合は令和8年(2026年)3月12日(木)又は3月13日(金)に行うことができる。

#### イ 定時制の課程に係る面接

令和8年(2026年)3月11日(水)に行うこと。

### (5) 委託追検査受検

離島及び5級のへき地の学校に就学すべき地域に保護者の住所の存する出願者又は保護者の住所の移転に伴い出願を変更した出願者のうち、出願先の高等学校で追検査を受検することが著しく困難な者は、次の手続により他の高等学校において追検査を受検すること(以下「委託追検査受検」という。)ができる。

ア 委託追検査受検を希望する者は、令和8年(2026年)3月5日(木)午後4時までに委託追検査受検願(別記様式15)を中学校長を経由して、出願先の高等学校長に提出すること。ただし、成人の出願者の場合は、中学校長を経由せず、直接出願先の高等学校長に提出すること。

#### 【留意事項】

やむを得ない事情により期限までに提出できない場合は、事前に電子メール等で委託追検査受検願の写しを出願先の高等学校長に送付するとともに、速やかに原本を提出すること。

イ 出願先の高等学校長は、委託先の高等学校長の同意を得て、令和8年(2026年)3月6日(金)正午までに委託追検査受検承認書(別記様式16)を中学校長を経由して、委託追検査受検を希望する者に交付すること。ただし、成人の出願者の場合は、中学校長を経由せず、直接当該出願者に交付すること。

ウ 出願先の高等学校長は、受検者名簿及び写真を、令和8年(2026年)3月6日(金)正午までに委託先の高等学校長に送付すること。

エ 委託先の高等学校長は、追検査実施後、受検者名簿に受検の有無を記入の上、答案及び写真とともに出願先の高等学校長に速やかに送付すること。

オ 委託追検査受検をする者は、追検査の当日、委託追検査受検承認書を提示して受検すること。

**【留意事項】**

委託先の高等学校長は、委託追検査受検者に欠席や身体の不調等があったときは、速やかに出願先の高等学校長に電話により通知すること。

## 14 入学者の選抜

高等学校長は、入学者の選抜に当たっては、本検査と追検査の成績は同等に扱い、本検査を受検した者と追検査を受検した者を一括して選抜することとし、各高等学校、学科等の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行うものとする。

また、次の事項に留意し、校内に「入学者選抜委員会」を設けるなどして、選抜事務を公正かつ的確に実施すること。

### (1) 全日制の課程に係る選抜

ア 次に示す資料を総合的に評価して行うこと。

(ア) 個人調査書(中学校卒業後5年を経過した出願者を除く。)

個人調査書の内容のうち「出欠の記録」については、選抜の資料として使用しないものとする。

(イ) 学力検査の成績

特定の教科の配点に比重をかける傾斜配点を行うことができる。

傾斜配点を行う教科は1～3教科、得点の倍率は1.5～2倍とする。

(ウ) 面接、実技を行った場合は、その結果

イ 特別の事情により、上記アの資料の一部が欠ける場合は、高等学校長の判断によること。

ウ 入学者の選抜に当たっては、次に示す方法で、合格者を決定すること。

(ア) 募集人員の70%程度については、個人調査書の「各教科の評定」の記録と学力検査の成績を同等に取り扱い、選抜を行うこと。

(イ) 募集人員の15%程度については、個人調査書の内容等を重視して、選抜を行うこと。

(ウ) 募集人員の15%程度については、学力検査の成績を重視して、選抜を行うこと。

**【留意事項】**

1 ウの(7)において、個人調査書の「各教科の評定」の記録と学力検査の成績とを同等に取り扱うことについては、次により作成した相関表を用いて、その適正を図ること。

なお、学力検査において傾斜配点を行った場合は、総得点を500点満点に換算した上で(小数第1位を四捨五入する。)相関表を用いること。

(1) 各教科の評定の記録については、個人調査書の「評定の合計」の欄の(ウ)の数字を用い、学力検査の成績については、各教科の得点の合計を用いる。

(2) 相関表は、次のように各教科の評定の記録を縦に、学力検査の成績を横にとって作成する。

相 関 表

		1	2	3
	学力検査の成績	500	480	460
	各教科の評定の記録	481	461	441
A	315～296			
B	295～276			
C	275～256			

注1 各教科の評定の記録は、20点ごとに区切り、上から「A」、「B」、「C」……の段階とする。ただし、最終の段階「M」は、75点以下とする。

注2 学力検査の成績は、20点ごとに区切り、左から「1」、「2」、「3」……の段階とする。ただし、最終の段階「25」は、20点以下とする。

注3 推薦入学者選抜による合格内定者は除いて作成する。

2 選抜の手順については、次により行うこと。

(1) ウの(7)による選抜を最初に行うこと。

(2) ウの(7)において合格とならなかった者を対象に、ウの(イ)、(ウ)の方法により選抜を行うこと。選抜に当たっては、受検者の学力検査の成績に0.63を乗じ、満点を315点に換算した上で選抜すること。なお、ウの(イ)、(ウ)の方法による選抜の順序については、高等学校長の判断によること。

3 ウの(イ)の方法による選抜においては、個人調査書の「各教科の評定」の記録と学力検査の成績の重視の比率や個人調査書の「各教科の評定」以外の記録で重視する項目や実技など重視する内容は各学校で定めること。

4 ウの(ウ)の方法による選抜においては、個人調査書の「各教科の評定」の記録と学力検査の成績の重視の比率は各学校で定めること。

5 採点

(1) 採点は、「正答表」によって正確に行うこと。

(2) 解答について疑問が生じた場合は、校内で協議し、全ての答案について同じ基準で採点に当たること。

エ 出願学科について、第1志望のほか第2志望があるときは、できるだけ第1志望を優先して、選抜を行うこと。

オ 第3志望については、当該学科の合格者が募集人員に達しない場合に入学者選抜の対象とし、当該学科へ入学させるよう配慮すること。

**(2) 定時制の課程に係る選抜**

ア 次に示す資料を総合的に評価して行うこと。

(ア) 個人調査書(中学校卒業後5年を経過した出願者を除く。)

個人調査書の内容のうち「出欠の記録」については、選抜の資料として使用しないものとする。

(イ) 面接の結果

イ 特別の事情により、前記アの資料の一部が欠ける場合は、高等学校長の判断によること。

**15 合格発表**

高等学校長は、令和8年(2026年)3月17日(火)午前10時に合格者の受検番号を発表(当該高等学校のウェブページに掲載)するとともに、本人に通知すること。

**【留意事項】**

高等学校長は、合格者の発表後速やかに、中学校長に対し、当該中学校からの受検者についての学力検査の成績並びに合格者の受検番号及び氏名を通知すること。

なお、郵送する場合には、一般書留、簡易書留又はレターパックプラスとすること。

**16 合格者の追加**

(1) 高等学校長は、合格発表後、合格者からの入学しない旨の意思表示によって合格者の数が募集人員に達しないときは、特別の事情がない限り合格者の追加を行うこと。

(2) 追加した合格者への通知は、令和8年(2026年)3月18日(水)に行うものとする。

**【留意事項】****1 入学意思の確認**

(1) 中学校長は、合格者に対し、令和8年(2026年)3月17日(火)午後3時30分までに確実な方法により入学意思の有無を報告させること。

(2) 中学校長は、令和8年(2026年)3月18日(水)午前9時30分までに、入学意思のないことが確認された合格者の氏名を当該高等学校長に報告すること(あらかじめ電話等により通知しておくこと)。

(3) 高等学校長は、当該中学校長から入学意思のない合格者の氏名の報告を受けたときは、当該中学校長に対し、速やかにその氏名を電話等により確認すること。

**2 追加合格**

(1) 高等学校長は、合格者の追加を行う場合には、入学意思の確認が済み次第、令和8年(2026年)3月18日(水)午前9時30分から午後4時30分までにその合格者の中学校長に対し、その旨を通知するとともに、当該合格者に対して直ちに合格の通知を行うこと(中学校長に対し、あらかじめ電話等により通知しておくこと)。

(2) 高等学校長から合格者の追加について通知を受けた中学校長は、当該合格者の入学意思を確認の上、令和8年(2026年)3月18日(水)午後4時30分までに高等学校長に報告すること。

なお、その合格者が私立高等学校に併願している場合であって、公立高等学校に入学する意思を有するときは、令和8年(2026年)3月19日(木)午後4時までに当該私立高等学校長に対しその旨を連絡すること。

**17 第 2 次 募 集****(1) 第2次募集を行う場合**

- ア 合格者の数が募集人員に満たないとき。
- イ 合格者のうちに入学意思のない者等が出たため、合格者の追加を行っても、なお入学予定者の数が募集人員に満たないとき。

**(2) 募集人員の発表**

区 分	期 日	時 間	場 所
高等学校(掲示)	3月19日(木)	9:00	各高等学校
全 道(発表)	3月19日(木)	当日中	学力向上推進課ウェブページ

**【留意事項】**  
第2次募集の募集人員の発表内容は、課程、学科名及び第2次募集人員とする。

**(3) 出 願 資 格**

- 出願資格は、「2 出願資格」と同様とする。ただし、次の者の出願は認めない。
- ア 当初の入学者選抜において合格している者(合格者で入学しない旨の意思表示のあった者を含む。)
  - イ 推薦入学者選抜又は連携型入学者選抜において、面接を欠席した者又は合格内定後入学確約書を提出しなかった者

**(4) 出願できる高等学校**

出願できる高等学校は、「3 出願できる高等学校」に定めるところによる。

**(5) 出 願 の 受 付**

第2次募集による出願の受付期間及び受付時間は、全日制及び定時制ともに次のとおりとする。

受 付 期 間	受 付 時 間
令和8年(2026年)3月23日(月)～ 令和8年(2026年)3月24日(火)	9:00～16:30

**(6) 出 願 の 手 続**

- ア 出願者は、受検(出願)証明書交付願(別記様式17)を中学校長を経由して、さきを受検した高等学校長に提出すること(当初の入学者選抜において出願しなかった者を除く。)
- イ 受検(出願)証明書交付願の提出を受けた高等学校長は、受検(出願)証明書(別記様式18)を当該出願者に交付するとともに、速やかにその者の学力検査成績証明書(別記様式19)を出願先の高等学校長に送付すること。

**【留意事項】**  
当初の入学者選抜(本検査及び追検査)において学力検査を受けなかった者又は定時制の課程に出願した者については、受検(出願)証明書交付願及び受検(出願)証明書の手続のみを行うこととし、学力検査成績証明書の送付は要しないこと。

ウ 出願者は、入学願書(手書き用)(北海道立高等学校学則(昭和26年北海道教育委員会規則第8号)第15条の規定による入学願書(同規則別記第3号様式))その他必要書類を受検(出願)証明書(当初の入学者選抜において出願しなかった場合を除く。)とともに、中学校長を経由して、出願先の高等学校長に提出すること。

**【留意事項】**

第2次募集の出願に当たっては、出願者本人が学校教育局学力向上推進課のウェブページから様式をダウンロードし印刷した上で、必要事項を記入すること。

エ さきに受検した高等学校の他の課程又は学科に出願する出願者については、入学願書のみを中学校長を経由して、当該高等学校長に提出すること。

オ 上記ア、ウ及びエにおいて、成人の出願者が書類を提出する場合は、中学校長を経由せず、直接当該高等学校長に提出すること。

カ 中学校長は、「6 出願の手続」の(2)のイに定める書類を、令和8年(2026年)3月25日(水)までに出願先の高等学校長に送付すること。

なお、当初の入学者選抜において出願しなかった者については、事情を説明した書類を添付すること。

キ 高等学校長は、入学願書を受け付けたときは、出願者に受検票を交付すること。

**【留意事項】**

- 1 第2次募集に出願する場合には、入学願書の備考欄に連絡先の電話番号を記入すること。
- 2 第2次募集に出願する者は、当該出願時に入学検定料を納付することとなるので、留意すること。

**(7) 入学者の選抜**

入学者の選抜については、「14 入学者の選抜」に定めるところによる。

なお、全日制の課程において、学力検査成績証明書を欠く場合は、作文のほか必要により面接等を行い、その結果を選抜のための資料とすること。

**(8) 合格発表**

高等学校長は、令和8年(2026年)3月27日(金)までに合格者に通知すること。

**(9) 定時制の課程における第2次募集終了後の対応**

ア 第2次募集終了後の選抜

定時制の課程において、第2次募集を行ってもなお合格者の数が募集人員に満たしていない状況で、かつ高等学校長が認めた場合、第2次募集後の選抜を行うことができる。

イ 出願資格

出願資格は、「2 出願資格」と同様とする。

ウ 出願の受付

第2次募集終了後の選抜による出願の受付期間は、令和8年(2026年)4月17日(金)までとする。

エ 出願の手続

出願の手続は、「17 第2次募集」の(6)のア～オ及びキと同様とすること。また、中学校長は、「6 出願の手続」の(2)のイに定める書類を、出願先の高等学校長が求める日までに提出すること。

オ 入学者の選抜

入学者の選抜については、「14 入学者の選抜」の(2)に定めるところによる。

カ 合格発表

高等学校長は、選抜後速やかに合格者に通知すること。

**【留意事項】**

高等学校長は、合格発表後速やかに、中学校長に対し、当該中学校からの受検者のうち合格者についてその氏名を通知すること。

なお、郵送する場合には、一般書留、簡易書留又はレターパックプラスとすること。

**18 道外からの出願者の手続****(1) 出願できる場合**

ア 保護者の住所が道外に存する場合で、令和8年(2026年)4月7日(火)までに道内に住所を移転することが確実なとき。

イ 出願先の高等学校長が、特別の事情があると認めるとき。

**(2) 出願の期日**

出願の受付は、令和8年(2026年)2月27日(金)までとする。

**(3) 出願の手続**

出願の手続は、「6 出願の手続」の項目によるほか、出願事情説明書(別記様式20)を提出すること。ただし、個人調査書については、当該都府県の定める様式による書類をもって代えることができる。

なお、北海道収入証紙の購入が困難である場合は、代わりにオンライン支払又は定額小為替により、入学検定料を納付することができる。

**【留意事項】**

1 オンライン支払により入学検定料を納付する場合、マニュアルを参照すること。

2 定額小為替により入学検定料を納付する場合、定額小為替を出願書類とともに提出すること。なお、定額小為替の受取人欄は押印、記入をしないこと。

**19 学力検査の得点の情報提供**

高等学校長は、受検者の求めに応じて学力検査の合計得点及びその教科別得点を情報提供できる。

**(1) 情報提供対象者**

受検者本人又はその代理人(法定代理人又は任意代理人)(以下「受検者等」という。)とする。

**(2) 情報提供場所**

出願した高等学校とする。

**(3) 情報提供の方法**

情報提供するために別に作成した成績一覧表において、他の受検者の結果が記録されている部分を紙等で覆うことにより又は出願者ごとに作成した成績単票により閲覧に供する。

**(4) 情報提供の期間**

令和8年(2026年)3月18日(水)から令和13年(2031年)3月31日(月)までとする。

**(5) 情報提供の集中受付期間**

(4)に定める期間のうち、次の期間を集中受付期間とし、各高等学校においては受付窓口を設置するなどして対応すること。なお、各高等学校長は必要に応じ、集中受付日を別途設定することができる。

集中受付期間	受付時間
令和8年(2026年)3月18日(水)～ 令和8年(2026年)3月26日(木) (日曜日、土曜日及び休日を除く。)	9:00～15:00

**【留意事項】**

## 1 受検者等の確認方法

- (1) 高等学校長は、受検票、身分証明書等により、受検者本人であることを確認すること。
- (2) 本人の法定代理人又は任意代理人が求める場合、個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)第22条第3項に掲げる書類(戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類)により確認すること。また、運転免許証等の本人確認書類により、代理人本人であることを確認すること。

## 2 その他

受検者等が集中受付期間外に情報提供を求める場合は、事前に出願した高等学校に連絡すること。連絡を受けた高等学校長は、受検者等の希望を踏まえ、情報提供を行う日程等を決定すること。

20 北海道教育委員会への報告

区分	番号	報告事項	報告月日	高校 → 教育局		教育局 → 学力向上推進課		報告内容等	
				時間	方法	時間	方法		
学力検査日 前	1	面接、実技の実施	11月6日(木)	この日まで	電話又はN.S.	11月13日(木)まで	N.S.	別記様式27	
	2	出願状況	1月23日(金)	10:00まで	同上	13:00まで	同上	別記様式21	
	3	出願変更の状況(中間)	1月29日(木)	13:30まで	同上	15:00まで	同上	別記様式21の2	
	4	出願変更後の出願状況	2月4日(木)	11:00まで	同上	2月5日(木)10:00まで	同上	別記様式21の2	
	5	検査問題用紙等の到着状況及び保管	到着後	直ちに	HARPフォーラム				受領個数、こん包の異常の有無等
	6	再出願後の出願状況	2月26日(木)	10:00まで	電話又はN.S.	13:00まで	N.S.	別記様式21の2	
	7	特別な配慮を必要とする生徒の状況	2月27日(金)	10:00まで	同上	12:00まで	同上	別記様式26	
	8	関係機関への警備の要請の状況及び校内点検状況	3月3日(火)	16:30まで	同上	17:15まで	電話	警備依頼先、校内の異常の有無	
学力検査日	9	検査当日の交通及び天候状況	3月4日(水)	5:30まで	同上	6:00まで	同上	交通障害の有無、天候の状況等	
	10	検査開始後の状況		開始直後	同上	管内取りまとめ後直ちに 10:30まで	同上 N.S.	1 開始の異常の有無 2 本検査受検者数(他校に委託した受検者を含む。) 3 本検査欠席者数(出願の取消しの申出があった場合は欠席として取り扱う。)	
	11	事故発生とその対応状況(検査の遂行に支障のある場合に限る。)		その都度直ちに	電話	直ちに	電話	緊急措置の内容等	
	12	学力検査終了状況		終了後直ちに	電話又はN.S.	管内取りまとめ後直ちに	N.S.	終了時刻、検査状況等	
	13	面接等の終了状況		同上	同上	同上	同上	同上	
	14	特別な配慮を必要とする生徒の状況		同上	同上	同上	同上	特別な配慮を必要とする生徒の状況	
	15	追検査の受検を希望する者の状況及び数		同上	同上	同上	同上	追検査受検希望者数(終了時点受検者数とともに報告する。)	
学力検査日後	16	面接等の終了状況(全日制)	3月5日(木)	同上	同上	同上	同上	終了時刻、検査状況等	
	17	追検査を受検する者の数	3月6日(金)	10:00まで	電話	12:00まで	C.S.	別途指示	
	18	関係機関への警備の要請の状況及び校内点検状況	3月10日(火)	17:00まで	同上	17:30まで	電話	警備依頼先、校内の異常の有無	

区分	番号	報告事項	報告月日	高校 → 教育局		教育局 → 学力向上推進課		報告内容等
				時間	方法	時間	方法	
追 査 日	19	検査当日の交通及び天候状況	3月11日 (水)	5:30まで	電話	6:00まで	電話	交通障害の有無、天候の状況等
	20	検査開始後の状況		開始直後	同上	管内取りまとめ後直ちに	同上	1 開始の異常の有無 2 追検査受検者数 (他校に委託した受検者を含む。) 3 追検査欠席者数 (出願の取消しの中出があった場合は欠席として取り扱う。)
	21	事故発生とその対応状況(検査の遂行に支障のある場合に限る。)		その都度直ちに	同上	直ちに	同上	緊急措置の内容等
	22	学力検査終了状況		終了後直ちに	同上	管内取りまとめ後直ちに	同上	終了時刻、検査状況
	23	面接等の終了状況		同上	同上	同上	同上	同上
	24	特別な配慮を必要とする生徒の状況		同上	電話又はN.S.	同上	N.S.	特別な配慮を必要とする生徒の状況
	25	面接等の終了状況(全日制)		3月12日 (木)	同上	電話	同上	電話
追 査 日 後	26	合格者数及び欠員	3月17日 (火)	10:00まで	電話又はN.S.	13:00まで	N.S.	別記様式22
	27	追加合格者数及び第2次募集の人員	3月19日 (木)	9:30まで	同上	11:00まで	同上	別記様式23
	28	第2次募集の合格者数	3月27日 (金)	10:00まで	同上	12:00まで	同上	別記様式24
	29	入学者選抜実施結果状況調査票	4月20日 (月)	この日まで	文書又はN.S.	4月28日(火)まで	文書又はN.S.	別途指示
	30	定時制の第2次募集終了後の選抜による入学者数	4月22日 (水)	10:00まで	電話又はN.S.	13:00まで	N.S.	別記様式25

※ C.S.は、北海道行政情報コミュニケーションシステムのことである。

※ N.S.は、入学者選抜報告システムのことである。

※ HARPフォームは、北海道電子自治体共同システムにおけるHARPフォームのことである。

## 21 そ の 他

- (1) この要項に定めるもののほか、実施について必要な事項は、別に定める。
- (2) 出願者が作成する書類(ただし、入学願書・写真台紙及び受検票は除く。)については、学校教育局学力向上推進課のウェブページから様式をダウンロードした上で、必要事項を入力又は記入し作成すること。
- (3) 特別な配慮を必要とする生徒が出願しようとする場合は、在籍中学校長は出願しようとする高等学校長にその事情を説明し、当該高等学校長は学校教育局学力向上推進課長と協議すること。
- (4) この要項により難しい場合は、学校教育局学力向上推進課長と協議すること。

### 【留意事項】

次の書類の送付に関し、郵送を必要とする場合は、郵送料は出願者の負担とする。

- 1 出願変更における当初の出願先の高等学校長から変更先の高等学校長へ出願書類の送付
- 2 委託受検及び委託追検査受検における出願先の高等学校長から委託先の高等学校長への受検者名簿及び写真の送付並びに委託先の高等学校長から出願先の高等学校長への答案及び写真の送付
- 3 第2次募集における学力検査成績証明書の、さきに受検した高等学校長から出願先の高等学校長への送付

参考 北海道立高等学校学則別記第3号様式

		※受験番号		( )	
収入証紙			※道立高等学校への出願者のみ、収入証紙を貼り付けること。市町村立高等学校に出願する場合は、各学校の指示に従い、入学検定料を納付してください。		
入 学 願 書					
年 月 日					
様					
出願者署名					
保護者等署名					
貴校に入学したいので、許可してください。					
出願 課程		出願 学科	第1志望	第2志望	第3志望
ふりがな 氏 名		生		ふりがな 氏 名	
現 住 所		保 護 者 等		現 住 所	
出身(在籍) 中 学 校		電 話		番	
中学校卒業 (卒業見込) 年 月 日		出 願 者 との関係			
入学者選抜における特別な配慮の希望の有無					
全日制の課程の 普通教育を主と する学科へ就学 するときの区分					
備 考					
記入上の注意 「出願者署名」及び「保護者等署名」の欄については、自署とすること。					

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦型とする。

注 様式の外周線は、用紙の大きさを示すものである。



別記様式1(日本産業規格A4縦型)

写 真 台 紙	
※受検番号 ( )	
ふりがな 出願者氏名	
出身(在籍)中学校	
出願する 高等学校	(※ 高等学校)
出願課程	
出願学科	(※ 科)

写真を貼る位置

(写真は縦7センチメートル、横5センチメートル、出願前6か月以内に上半身を正面から撮影したもの)

(注) 1 出身(在籍)中学校には義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含むものとする。2 ※印の欄は記入しないこと。

令和8年度(2026年度)受検票	
※受検番号 ( )	
出願者氏名	
出身(在籍)中学校	
出願する 高等学校	(※ 高等学校)
出願課程	
出願学科	(※ 科)

学力検査実施校における検査時間等

検 査 時 間	3月4日(木)
	受検場入室 8:40まで
	第1部 国語 9:20 ~ 10:15
	第2部 数学 10:35 ~ 11:30
	第3部 社会 11:50 ~ 12:45
	第4部 理科 13:35 ~ 14:30
	第5部 英語 14:50 ~ 15:45

持 参 品	ア 受検票 イ 鉛筆(シャープペンシルを含む。)、消しゴム、定規(分度器の付いていないもの)、コンパス及び鉛筆削り なお、計算機(時計型、ペンシル型を含む。)、携帯電話(スマートフォンを含む。)、辞書機能付時計、ウェアラブル端末(スマートウォッチを含む。)等、学力検査の公正を損なうおそれのあるものの持込みは認めない。 ウ 上履き及び昼食
-------------	--

(注) 学力検査を実施しない選抜を行う場合については、別途連絡する。

(注) 1 出身(在籍)中学校には義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含むものとする。2 ※印の欄は記入しないこと。

別記様式2(日本産業規格A4縦型)

(一般・推薦・連携型)出願者一覧表

出願先	北海道 高等学校		中学校	中学校		所在地	□□□-□□□□		
			校長名	印		地	(電話)		
番号	課程 学科	出願者氏名	性別	備考	番号	課程 学科	出願者氏名	性別	備考
1									
2									
3									
4									
5									
			男		女		計		
(一般・推薦・連携型)出願者数			人		人		人		

- (注) 1 課程別に作成し、一般出願、推薦出願及び連携型出願を別葉にすること。  
 2 一般、推薦及び連携型のいずれかを○で囲むこと。  
 3 「道立高等学校への道外からの出願に係る入学者選抜実施要項」により出願した者については、備考欄に「道外」と記入すること。  
 4 受検に際し、特別な配慮を必要とする者については、備考欄に「配慮有」と記入すること。

別記様式3(日本産業規格A4縦型)

# 個人調査書

受験番号	
------	--

	出願先高等学校	北海道			高等学校	全日 定時 通信	制課程			
1 学籍の記録	学校名及び所在地									
	ふりがな氏名	平成 年 月 日生(性別 )	卒業年月	平成 年 月 卒業見込						
	備考(転学の記録など)									
2 各教科の学習の記録	評 定				5 第3学年の行動の記録	基本的な生活習慣	思いやり・協力			
	教科 \ 学年	1	2	3		健康・体力の向上	生命尊重・自然愛護			
		国語					自主・自律	勤労・奉仕		
	社会					責任感	公正・公平			
	数学					創意工夫	公共心・公德心			
	理科				6 総合所見及び指導上参考となる諸事項					
	音楽									
	美術									
	保健体育									
	技術・家庭									
外国語										
評定の合計	㊦									
	㊧									
	㊨									
3 総合的な学習の時間の記録	第1学年					7 出席の記録	項目	出席しなければ ならない日数	欠席日数	欠席の主な理由
	第2学年						1			
	第3学年						2			
					3					
				備 考						
4 特別活動の記録	第1学年					作成年月日	令和 年 月 日			
	第2学年					中学校長名	中学校			
	第3学年					印				

(注) 1 受験番号を記入すること。ただし、有朋高校については記入しないこと。  
 2 ※印の欄は記入しないこと。  
 3 義務教育学校の後期課程の出願に当たっては、「第1学年」を「第7学年」と、「第2学年」を「第8学年」と、「第3学年」を「第9学年」と読み替えること。

点検者	※
-----	---

**備考 個人調査書の記入について**

- 1 1の欄の「備考」には、外国から帰国した生徒についても、その旨を記入すること。
- 2 2の欄は、次により記入すること。
  - (1) 第1学年及び第2学年については、生徒指導要録に記載されているものに基づいて記入すること。
  - (2) 第3学年については、出願の時点における学習状況を踏まえて記入すること。
  - (3) 「評定の合計」の欄は、次により記入すること。
    - ア ㉗の欄には、その学年の各教科の評定の合計を記入すること。
    - イ ㉘の欄には、㉗の欄に記入した数を、第1学年及び第2学年についてはそれぞれ2倍した数を、第3学年については3倍した数を記入すること。
    - ウ ㉙の欄には、㉘の欄に記入した数の全学年の総和(最高315、最低63)を記入すること。
- 3 3の欄には、各学年の総合的な学習の時間における学習活動の内容及び出願者がその学習活動を通して身に付けた力などについての顕著な事項を記入すること。
- 4 4の欄には、例えば、特別活動における学級・生徒会の委員経験、学校行事の活動状況などを記入すること。
- 5 5の欄は、第3学年について出願の時点までの状況を踏まえて記入すること。
- 6 6の欄には、個人調査書の1から5までの各欄に記載されていない事項を記入すること。

なお、次のことに留意すること。

  - (1) 出願者の特徴や特技、成長に関わる総合的な所見など、出願者の長所を把握する上で参考となるような事柄や進歩の状況を記入すること。
  - (2) 出願者が参加した学校内外における奉仕活動、スポーツ活動・文化活動(学校部活動や地域クラブ活動を含む。)の行事、大会及び資格・検定試験等を記入する場合は、実績や成績のみではなく、活動からうかがうことのできる出願者の長所、個性や意欲、能力などについても記入すること。
  - (3) 観点別学習状況の評価に見られる長所や学力検査を実施しない各教科のそれぞれの学習の成果が、選抜の資料として十分生かされるよう、特に顕著な事項があれば記入すること。
- 7 7の欄の「欠席の主な理由」の欄は、具体的に記入すること。

なお、「備考」の欄は、非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録その他出欠に関する特記事項等を記入すること。

また、出席停止・忌引等の日数に関する特記事項、遅刻、早退等の状況については記入しないこと。
- 8 過年度卒業生については、生徒指導要録に基づいて記入すること。ただし、5の欄は斜線を引くこと。

別記様式4 (日本産業規格A4縦型)

## 入学願書受付票

令和    年    月    日

中学校長 様

高等学校長名 印

次のとおり入学願書を受け付けました。

課 程	学 科	出願者数	備 考 (一般・推薦・連携型の別等)



別記様式6(日本産業規格A4縦型)

## 出 願 変 更 願

令和 年 月 日

北海道 高等学校長 様

ふ り が な  
出 願 者 署 名  
保 護 者 等 署 名

私は、貴高等学校に出願しましたが、次により出願変更したいので、承認してください。

記

1 変更の理由

(1) 一般の場合の出願変更

(2) 連携型一般入学者選抜又は連携型推薦入学者選抜に係る出願変更

(3) 保護者等の転勤等に伴う出願変更(転居先住所 )

(4) 出願者の就職先の決定又は内定に伴う出願変更  
(就職(内定)先 勤務場所 職 種 )

2 変更事項

事 項	出 願 変 更 先	当 初 の 出 願 先
高 等 学 校		
課 程		
学 科	第1志望 科	第1志望 科
	第2志望 科	第2志望 科
	第3志望 科	第3志望 科
住 所	出 願 者	
	保 護 者 等	
全日制の課程の普通教育を主とする学科へ就学するときの区分	1 通学区域規則第2条による就学	1 通学区域規則第2条による就学
	2 通学区域規則第3条第1号による就学	2 通学区域規則第3条第1号による就学
	3 通学区域規則第3条第2号による就学	3 通学区域規則第3条第2号による就学
	4 通学区域規則第3条第3号による就学	4 通学区域規則第3条第3号による就学
	5 通学区域規則第4条第1項第1号による就学	5 通学区域規則第4条第1項第1号による就学
	6 通学区域規則第4条第1項第2号による就学	6 通学区域規則第4条第1項第2号による就学
	7 通学区域規則第4条第1項第3号による就学	7 通学区域規則第4条第1項第3号による就学
	8 ( )高等学校通学区域規則による就学	8 ( )高等学校通学区域規則による就学

上記の願い出があったので、提出します。

在籍(又は出身)中学校長名 印

- (注) 1 「変更の理由」については、該当する番号を○で囲むこと。  
 2 「学科」の欄については、2の学科を設置している高等学校への出願においては、第2志望まで記入することができること。3以上の学科を設置している高等学校への出願については、第3志望まで記入することができること。  
 3 「全日制の課程の普通教育を主とする学科へ就学するときの区分」の欄については、該当する番号を○で囲むこと。  
 4 「全日制の課程の普通教育を主とする学科へ就学するときの区分」の欄の8の( )には、道立高等学校通学区域規則と異なる通学区域規則を定めている市町村立高等学校の通学区域規則名となるよう記入すること。  
 5 在籍(又は出身)中学校長名には、中学校名も併記すること。  
 6 「出願者署名」及び「保護者等署名」の欄以外についてはパソコンにより入力し、印刷してもよいこと。

別記様式7(日本産業規格A4縦型)

**出願変更承認書**

出願者氏名

令和 年 月 日付で願い出のあった、北海道 高等学校 課程  
科に出願変更することを承認します。

令和 年 月 日

高等学校長名 印

別記様式8(日本産業規格A4縦型)

**出願変更通知書**

令和 年 月 日

北海道 高等学校長 様

高等学校長名 印

本校 課程 科に出願した次の者から、貴校 課程 科に  
出願変更をしたい旨の願い出があり、これを承認したので、通知します。

記

ふりがな 出願者氏名	
変更の理由	1 一般の場合の出願変更 2 連携型一般入学者選抜又は連携型推薦入学者選抜に係る出願変更 3 保護者等の転勤等に伴う出願変更(転居先住所 ) 4 出願者の就職先の決定又は内定に伴う出願変更

(注) 変更の理由の欄については、該当する番号を○で囲むこと。

別記様式9(日本産業規格A4縦型)

<h2>特設受検場受検願</h2>	
令和 年 月 日	
北海道	高等学校長 様
	出願者氏名
	出願者住所 □□□-□□□□
	保護者等氏名
	保護者等住所 □□□-□□□□
私は、次の理由により、 において受検したいので、承認してください。	
記	
理由	
上記のことについて願い出があったので、提出します。	
在籍(又は出身)中学校長名 <span style="float: right;">印</span>	

(注) 在籍(又は出身)中学校長名には、中学校名も併記すること。

別記様式10(日本産業規格A4縦型)

<h2>特設受検場受検承認書</h2>	
出願者氏名	
令和 年 月 日	付付けで願い出のあった、 において受検することを承認します。
令和 年 月 日	
高等学校長名 <span style="float: right;">印</span>	

別記様式11(日本産業規格A4縦型)

<h2>委 託 受 検 願</h2>	
令和 年 月 日	
北海道	高等学校長 様
	出願者氏名
	□□□-□□□□
	出願者住所
	保護者等氏名
	□□□-□□□□
	保護者等住所
私は、次の理由により、北海道 高等学校において受検したいので、承認して ください。	
	記
理由	
上記のことについて願い出があったので、提出します。	
	在籍(又は出身)中学校長名 <span style="float: right;">印</span>

(注) 在籍(又は出身)中学校長名には、中学校名も併記すること。

別記様式12(日本産業規格A4縦型)

<h2>委 託 受 検 承 認 書</h2>	
出願者氏名	
令和 年 月 日	付付けで願い出のあった、北海道 高等学校において 受検することを承認します。
令和 年 月 日	
	高等学校長名 <span style="float: right;">印</span>

別記様式13(日本産業規格A4縦型)

<h2>追 検 査 受 検 願</h2>	
令和 年 月 日	
北海道	高等学校長 様
受 検 番 号	
出 願 者 署 名	
保 護 者 等 署 名	
私は、貴校の学力検査等を次の理由で欠席しましたが、追検査を受検したいので、承認してください。	
記	
理由	
上記のことについて願い出があったので、提出します。	
在籍(又は出身)中学校長名 <span style="float: right;">印</span>	

(注) 在籍(又は出身)中学校長名には、中学校名も併記すること。

別記様式14(日本産業規格A4縦型)

<h2>追 検 査 受 検 承 認 書</h2>	
出願者氏名	
令和 年 月 日付で願い出のあった、追検査を受検することを承認します。	
令和 年 月 日	
高等学校長名 <span style="float: right;">印</span>	

別記様式15 (日本産業規格A4縦型)

委 託 追 検 査 受 検 願

令和 年 月 日

北海道 高等学校長 様

出願者氏名

□□□-□□□□

出願者住所

保護者等氏名

□□□-□□□□

保護者等住所

私は、次の理由により、北海道 高等学校において追検査を受検したいので、承認してください。

記

理由

上記のことについて願い出があったので、提出します。

在籍(又は出身)中学校長名 印

(注) 在籍(又は出身)中学校長名には、中学校名も併記すること。

別記様式16 (日本産業規格A4縦型)

委 託 追 検 査 受 検 承 認 書

出願者氏名

令和 年 月 日付けで願い出のあった、北海道 高等学校において追検査を受検することを承認します。

令和 年 月 日

高等学校長名 印

別記様式17(日本産業規格A4縦型)

<h2>受 検 ( 出 願 ) 証 明 書 交 付 願</h2>	
令和 年 月 日	
北海道	高等学校長 様
出 願 者 氏 名	
保 護 者 等 氏 名	
<p>私は、貴校を受検(貴校に出願)しましたが、北海道 高等学校( 課程 科)の第2次募集に出願したいので、受検(出願)証明書を交付してください。</p>	
<p>上記のことについて願い出があったので、提出します。</p>	
在籍(又は出身)中学校長名 <span style="float: right;">印</span>	

(注) 在籍(又は出身)中学校長名には、中学校名も併記すること。

別記様式18(日本産業規格A4縦型)

<h2>受 検 ( 出 願 ) 証 明 書</h2>	
出 願 者 氏 名	
<p>上記の者は、本校を受検(本校に出願)したことを証明します。</p>	
令和 年 月 日	
高等学校長名 <span style="float: right;">印</span>	

別記様式19 (日本産業規格 A 4 縦型)

## 学 力 検 査 成 績 証 明 書

令和 年 月 日

北海道 高等学校長 様

高等学校長名 印

次の 1 の者は、令和 8 年度 (2026 年度) 道立高等学校入学者選抜学力検査を受検し、その成績は、次の 2 のとおりであることを証明します。

記


1 出願者氏名

2 学力検査の成績

国 語	数 学	社 会	理 科	英 語	合 計
点	点	点	点	点	点

※英語の聞き取りテストを受検しなかった受検者の英語の成績については、100点満点に換算した成績を記載すること。

別記様式20 (日本産業規格A4縦型)

<h2 style="margin: 0;">出願事情説明書</h2>	
令和 年 月 日	
北海道	高等学校長 様
出願者氏名	
保護者等氏名	
出願の事情は、次のとおりです。	
1	出願者現住所
2	保護者等の転居見込みの住所
3	出願者と保護者等の続柄
4	出願課程・学科
5	事情の説明
上記のとおり相違ないことを証明します。	
令和 年 月 日	
在籍(又は出身)中学校長名	
	

- (注) 1 「事情の説明」は、できるだけ詳細に記入すること。  
2 在籍(又は出身)中学校長名には、中学校名も併記すること。

別記様式21(日本産業規格A4縦型)

## 出 願 状 況

\_\_\_\_\_ 高等学校

	課 程	
	学 科	
	募集人員(A)	
	推薦枠	
当初の 出願者数	一般入学者選拔出願者数	
	推薦入学者選拔出願者数	
	道外からの出願	
	連携型入学者選拔出願者数	
	出願者数合計(B)	
	3条1号	
	3条2号	
	3条3号	
	市町村立通学区区域規則	
	倍率 $\frac{(B)}{(A)}$	
過年度卒業生数(内数)		

- (注) 1 「道外からの出願」の欄については、「道立高等学校への道外からの出願に係る入学者選抜実施要項」により出願した者について、それぞれ該当する数を記入することとし、該当する高等学校のみ報告すること。
- 2 通学区区域規則第3条第1号、第2号、第3号及び市町村立通学区区域規則並びに「道外からの出願」に該当する出願者数は内数とすること。
- 3 倍率は小数第2位を四捨五入したものとすること。
- 4 全日制の普通教育を主とする学科及び定時制の各学科(推薦入学者選抜及び連携型入学者選抜を実施する高等学校を除く。)については、「推薦入学者選拔出願者数」及び「連携型入学者選拔出願者数」の欄を除いて報告すること。
- 5 「推薦枠」の欄については、次により記入すること。
- (1) 全日制の農業及び水産に関する学科… 募集人員の50～90%の範囲において高等学校長が定めた数
  - (2) 全日制の普通教育を主とする学科… 募集人員の10～40%の範囲において高等学校長が定めた数
  - (3) 全日制の上記以外の学科… 募集人員の30～50%の範囲において高等学校長が定めた数
  - (4) 連携型推薦入学者選抜… (2)に同じ。ただし、小数点以下は切捨てとする。
  - (5) 定時制の各学科… 募集人員の30%の数

別記様式21の2(日本産業規格A4縦型)

## 出願変更後及び再出願後の出願状況

高等学校

課程		
学科		
募集人員(A)		
推薦枠		
推薦入学者選拔出願者数(B)	道外からの出願	
連携型入学者選拔出願者数(C)		
出願変更後の一般入学者選拔出願者数(D)	3条1号	
	3条2号	
	3条3号	
	市町村立通学区区域規則	
出願者数合計(E)=(B)+(C)+(D)		
倍率 $\frac{(E)}{(A)}$		
当初の一般入学者選拔出願者数(F)	増	
出願変更による増減	減	
	増減	
当初出願後の道外からの出願者数(内数)		
推薦入学確約書提出者数(G)	道外からの出願	
連携型入学確約書提出者数(H)		
実募集人員(I)=(A)-(G)-(H)		
再出願後の全出願者数(J)	3条1号	
	3条2号	
	3条3号	
	市町村立通学区区域規則	
	道外からの出願	
倍率 $\frac{(J)}{(I)}$		
再出願者数	3条1号	
	3条2号	
	3条3号	
	市町村立通学区区域規則	
	道外からの出願	
再出願の状況	推薦で合格内定とならなかった者	
	道外からの出願	
	再出願手続者数	
	道外からの出願	
再出願先	当初と同じ大学科	
	道外からの出願	
	当初と異なる大学科	大学科名 人数
出願変更後の出願者数の増減の内訳	特別の場合の出願変更による者の数	増 減
	再出願による者の数	再出願による者の数 道外からの出願
備考		

- (注) 1 「道外からの出願」の欄については、「道立高等学校への道外からの出願に係る入学選抜実施要項」により出願した者について、それぞれ該当する数を記入することとし、該当する高等学校のみ報告すること。
- 2 通学区区域規則第3条第1号、第2号、第3号及び市町村立通学区区域規則並びに「道外からの出願」に該当する出願者数は内数とすること。
- 3 倍率は小数第2位を四捨五入したものとすること。
- 4 「再出願の状況」の欄は、当初の推薦出願を受け付けた学校が報告すること。また、「道外からの出願」の欄については、「道立高等学校への道外からの出願に係る入学選抜実施要項」により出願した者について、それぞれ該当する数を内数で記入すること。
- 5 「推薦枠」の欄については、次により記入すること。
- (1) 全日制の農業及び水産に関する学科… 募集人員の50～90%の範囲において高等学校長が定めた数
  - (2) 全日制の普通教育を主とする学科… 募集人員の10～40%の範囲において高等学校長が定めた数
  - (3) 全日制の上記以外の学科… 募集人員の30～50%の範囲において高等学校長が定めた数
  - (4) 連携型推薦入学選抜… (2)に同じ。ただし、再出願後の出願状況においては合格内定者数を減じた数のうちの10～40%程度の範囲において高等学校長が定めた数。なお、小数点以下は切捨てとする。
- (5) 定時制の各学科… 募集人員の30%の数
- 6 「出願変更後の出願者数の増減の内訳」の欄は、管外へ(から)の移動の数のみ記入すること。

別記様式22(日本産業規格A4縦型)

## 合格者数及び欠員

高等学校

課 程	
学 科	
募集人員	
学力検査受検者数(第1志望のみ)	
3条1号	
3条2号	
3条3号	
市町村立通学区規則	
道外からの出願	
学力検査受検者で合格した数(第2志望、第3志望による合格者含む) (A)	
3条1号	
3条2号	
3条3号	
市町村立通学区規則	
道外からの出願	
推薦入学者選抜合格者数(B)	
道外からの出願	
連携型入学者選抜合格者数(C)	
合格者数計(A)+(B)+(C)	
欠員	
3条1号	
3条2号	
3条3号	
市町村立通学区規則	
道外からの出願	
不合格者数	
備 考	

- (注) 1 「道外からの出願」の欄については、「道立高等学校への道外からの出願に係る入学者選抜実施要項」により出願した者について、それぞれ該当する数を記入すること。  
 2 通学区規則第3条第1号、第2号、第3号及び市町村立通学区規則並びに「道外からの出願」に該当する数は内数とすること。  
 3 次の場合は、不合格になった理由を備考欄に記入すること。  
 (1) 出願者が募集人員に達しない学科において不合格があった場合  
 (2) 出願者が募集人員に達して不合格者を出したために合格者が募集人員を下回った場合  
 4 定時制については、「学力検査受検者数」及び「学力検査受検者で合格した数」の欄に、それぞれ、選抜の対象となった者の数及び合格者数を記入すること。

別記様式23(日本産業規格A4縦型)

## 追加合格者数及び第2次募集の人員

高等学校

課 程	
学 科	
募集人員	
合格者数(A)	3条1号
	3条2号
	3条3号
	市町村立通学区規則
	道外からの出願
(A)のうち入学意思のない者の数(B)	3条1号
	3条2号
	3条3号
	市町村立通学区規則
	道外からの出願
追加合格者数(C)	3条1号
	3条2号
	3条3号
	市町村立通学区規則
	道外からの出願
入学予定者数(A)-(B)+(C)	
第2次募集人員	3条1号
	3条2号
	3条3号
	市町村立通学区規則

(注) 1 「道外からの出願」の欄については、「道立高等学校への道外からの出願に係る入学者選抜実施要項」により出願した者について、それぞれ該当する数を記入すること。  
 2 通学区規則第3条第1号、第2号、第3号及び市町村立通学区規則並びに「道外からの出願」に該当する数は内数とすること。

別記様式24(日本産業規格A4縦型)

## 第2次募集の合格者数

\_\_\_\_\_ 高等学校

課 程	
学 科	
募集人員	
入学予定者数	
第2次募集人員	
出願者数(第2次)	
3条1号	
3条2号	
3条3号	
市町村立通学区区域規則	
選抜の対象となった者の数(第2次)	
合格者数(第2次)	
3条1号	
3条2号	
3条3号	
市町村立通学区区域規則	

- (注) 1 「入学予定者数」の欄については、次により記入すること。  
 (入学予定者数) = (3月17日の合格者数) - (入学意思のない者の数) + (追加合格者数)
- 2 通学区区域規則第3条第1号、第2号、第3号及び市町村立通学区区域規則に該当する数は内数とすること。

別記様式25(日本産業規格A4縦型)

## 定時制の第2次募集後の入学者数

\_\_\_\_\_高等学校

学 科	
募集人員	
3月27日現在の入学予定者数	
3月30日現在の募集人員	
3月30日以降の出願者数	
選抜の対象となった者の数	
3月30日以降の合格者数	
4月22日現在の入学者数	

別記様式26 (日本産業規格A4縦型)

特別な配慮を必要とする生徒の状況

高等学校

出願先 学校名	課程	学科	出身中学校名	性別	特別な配慮を必要とする理由	特別な配慮の内容

別記様式27(日本産業規格A4縦型)

## 面接、実技の実施

高等学校

小学科名				
面接	実施の有無			
	対象者	全員		
		過年度卒のみ		
	日時	3月4日	開始予定時刻～ 終了予定時刻	
		3月5日	開始予定時刻～ 終了予定時刻	
	形式	個人		
		集団(人)		
	時間(分)			
担当教員数(人)				
実技	実施の有無			
	内容			
	開始予定時刻～終了予定時刻			

**記入要領**

- 1 面接及び実技の「実施の有無」の欄には、「有」又は「無」を記入すること。また、面接の形式については、個人面接の場合は「個人」の欄に○を記入し、集団面接の場合は、「集団(人)」の欄に面接を行う1グループ当たりの人数を記入すること。
- 2 実技における「内容」については、例えば体育科の場合、「体力・運動能力に関する実技テスト」のように記入すること。

## 別記2

令和8年度(2026年度)道立高等学校推薦入学者選抜実施要項

(令和7年(2025年)9月30日教育長決定)

この要項は、令和8年度(2026年度)の道立高等学校(連携型中高一貫教育を実施している道立高等学校及び北海道有朋高等学校を除く。)の推薦による入学者の選抜の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 1 対 象 学 科

## (1) 全日制の課程の普通教育を主とする学科

ア 北海道札幌国際情報高等学校の普通科において実施する。

出願できる者の範囲は、北海道立高等学校通学区域規則(平成16年北海道教育委員会規則第1号。以下「通学区域規則」という。)の別表に定める石狩学区の通学区域に保護者等の住所の存する者及び帰国子女等とする。

なお、「帰国子女等」とは、帰国子女(日本国籍を有する子女で、海外在留者に同伴して、引き続き1年を超える期間海外に在留し、帰国後3年未満の生徒をいう。)及びこれに準ずる者と高等学校長が認める者をいう。

イ 単位制による普通教育を主とする学科において実施する。

出願できる者の範囲は、通学区域規則の別表に定める当該高等学校の学区の通学区域に保護者等の住所の存する者とする。

ウ その他の普通教育を主とする学科において実施することができる。

出願できる者の範囲は、通学区域規則の別表に定める当該高等学校の学区の通学区域に保護者等の住所の存する者とする。

## (2) 全日制の課程のその他の学科

ア 専門教育を主とする学科において実施する。

イ 普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科において実施する。

## 【留意事項】

令和8年(2026年)4月1日現在、道立高等学校の全日制の課程の第1学年において設置される学科は次のとおりとなる予定である。

## 1 普通教育を主とする学科

普通、地域探究及び文理探究の各学科

## 2 専門教育を主とする学科

農業に関する学科

農業、農業科学、園芸デザイン、園芸観光デザイン、園芸福祉、畜産科学、酪農科学、酪農経営、食品科学、農業土木工学、環境造園、森林科学、生活科学、生産科学、農業・生活及び未来農業の各学科

工業に関する学科

機械、機械電気システム、電子機械、電気、電気情報工学、電気情報システム、電気・建築、情報技術、建築、土木、建設、建設システム、環境土木、工業化学、環境化学及び理数工学の各学科

商業に関する学科

商業、総合ビジネス、グローバルビジネス、流通経済、流通ビジネス、流通マネジメント、国際経済、国際流通、国際ビジネス、会計、会計ビジネス、会計マネジメント、情報処理、情報ビジネス、事務情報、情報会計マネジメント、情報マネジメント及び地域産業ビジネスの各学科

水産に関する学科  
海洋漁業、海洋技術、水産食品、栽培漁業、機関工学、情報通信、海洋資源及び食品創造の各学科  
家庭に関する学科  
家政及び生活デザインの各学科  
看護に関する学科  
衛生看護科  
福祉に関する学科  
福祉科  
理数に関する学科  
理数及び理数探究の各学科  
体育に関する学科  
体育科  
外国語に関する学科  
国際文化及び国際教養の各学科  
3 普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科  
総合学科

### (3) 定時制の課程

全ての学科において実施することができる。

## 2 推薦による入学者の範囲

### (1) 全日制の課程

- ア 農業に関する学科及び水産に関する学科においては、募集人員の50～90%程度の範囲の数において高等学校長が定める。
- イ 普通教育を主とする学科においては、募集人員の10～40%程度の範囲の数において高等学校長が定める。
- ウ その他の学科においては、募集人員の30～50%程度の範囲の数において高等学校長が定める。

### (2) 定時制の課程

募集人員の30%程度の数とする。

## 3 出 願 資 格

### (1) 全日制の課程

次の各号に該当する者とする。

- ア 令和8年(2026年)3月末日までに道内の中学校若しくはこれに準ずる学校又は義務教育学校(以下「中学校」という。)を卒業する見込みの者(公立夜間中学(義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(平成28年法律第105号)第14条に規定する学校。以下「夜間中学」という。)を卒業する見込みの者を含む。)
- イ 出願先高等学校のスクール・ポリシーを理解し、自らを各学校が示す「入学者の受入れに関する方針」に合うと考えている者で、出願する動機及び理由が明確であるもの
- ウ 当該学科に対する適性、興味・関心及び学習意欲を有する者

#### 【留意事項】

- 1 道立高等学校一般入学者選抜実施要項(以下「一般要項」という。)、連携型中高一貫教育を実施する道立高等学校入学者選抜実施要項及び北海道有朋高等学校入学者選抜実施要項並びに市町村立高等学校の入学者選抜実施要項により出願した者は、同時にこの要項により出願することはできない。

2 令和8年(2026年)3月末日までに、文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了する見込みの者は、北海道札幌国際情報高等学校に出願することができる。

## (2) 定時制の課程

次の各号に該当する者とする。

- ア 令和8年(2026年)3月末日までに道内の中学校を卒業した者又は卒業する見込みの者(夜間中学を卒業する見込みの者を含む。)
- イ 出願先高等学校のスクール・ポリシーを理解し、自らを各学校が示す「入学者の受入れに関する方針」に合うと考えている者で、出願する動機及び理由が明確であり、自主的に学習できる強い意思を有するもの
- ウ 普通教育を主とする学科においては、特定分野などに対する適性、興味・関心及び学習意欲を有する者  
普通教育を主とする学科以外の学科においては、当該学科に対する適性、興味・関心及び学習意欲を有する者

## 4 出願の受付

出願書類の受付期間及び受付時間は、次のとおりとする。

受付期間	受付時間
令和8年(2026年)1月19日(月)～ 令和8年(2026年)1月22日(木)	9:00～16:30 (22日は12:00までとする。)

## 5 出願の手続

### (1) 出願できる学科

#### ア 全日制の課程

出願できる学科は、一の高等学校の一の学科に限るものとする。ただし、農業に関する学科、工業に関する学科、商業に関する学科又は水産に関する学科への出願にあつては、出願しようとする高等学校に置かれている同一課程の同一大学科内の他の学科を第2志望とすることができる。

なお、一般要項の「4 出願できる学科」の(2)に定める第3志望により出願することはできない。

#### 【留意事項】

この要項における全日制の課程の大学科とは次の学科を指す。  
普通教育を主とする学科、農業に関する学科、工業に関する学科、商業に関する学科、水産に関する学科、家庭に関する学科、看護に関する学科、福祉に関する学科、理数に関する学科、体育に関する学科、外国語に関する学科及び総合学科

#### イ 定時制の課程

出願できる学科は、一の高等学校の一の学科に限るものとする。ただし、出願しようとする高等学校に置かれている同一課程の同一大学科内の他の学科がこの要項の対象学科となっているときは、そのうちの一の学科を第2志望とすることができる。

なお、一般要項の「4 出願できる学科」の(2)に定める第3志望により出願することはできない。

**【留意事項】**

この要項における定時制の課程の大学科とは次の学科を指す。  
普通教育を主とする学科、農業に関する学科、工業に関する学科及び商業に関する学科

**(2) 出願書類の提出及び受付****ア 出願者の手続**

出願者は、次の書類を、現に在学し、又は卒業した中学校又は義務教育学校の校長（以下「中学校長」という。）を経由して、出願先の高等学校長に提出すること。ただし、定時制の課程において、令和8年(2026年)3月31日に満18歳以上の者（平成20年(2008年)4月1日以前に出生した者。以下「成人」という。）（夜間中学を卒業見込みの者を除く。以下同じ。）が出願する場合は、次の(ア)～(カ)の書類に出願資格が分かる書類を添付して、直接出願先の高等学校長に提出すること。

**【留意事項】**

- 1 成人の出願資格が分かる書類については、卒業証明書又は卒業証書の写し等、出願先の高等学校長が出願資格があると判断できるものであること。
- 2 夜間中学を卒業見込みの者は、現に在学する中学校長を経由して、出願先の高等学校長に提出すること。

(ア) 入学願書（ウェブ申請用）（北海道立高等学校学則（昭和26年北海道教育委員会規則第8号）第15条の規定による入学願書（同規則別記第3号様式））

出願者は、あらかじめウェブ上の出願情報電子申請システム（以下「申請システム」という。）により、必要事項を入力・申請した上で、入学検定料として北海道立学校条例（昭和39年北海道条例第41号）に定める金額の北海道収入証紙を入学願書に貼り付けること。

なお、ウェブ上の申請システムによる出願者情報等のオンライン入力の受付期間は次のとおりとする。

受付期間
令和7年(2025年)12月5日(金)～令和8年(2026年)1月22日(木)

**【留意事項】****1 入学願書の作成**

ウェブ申請に係る手続等の詳細については、別に定める「令和8年度立高等学校入学者選抜出願手続（ウェブ申請・願書提出）マニュアル」を参照すること。

なお、入学願書（ウェブ申請用）と写真台紙・受検票は、それぞれA4用紙に片面で印刷し、写真台紙と受検票は切り離さないこと。

**2 入学願書の入力**

- (1) 「出願区分」で「推薦」を選択すること。
- (2) 「出願学科」で、志望する学科名を選択すること。ただし、「第3志望」は「－（第3志望なし）」を選択することとし、第2志望を希望しない場合は、「第2志望」は「－（第2志望なし）」を選択すること。

- (イ) 写真台紙(ウェブ申請用)(一般要項の別記様式1による。)
  - 出願前6か月以内に上半身を正面から撮影した写真のデータ(10MB以内)を申請システム上でアップロードする、又は出願前6か月以内に上半身を正面から撮影した写真(縦7cm・横5cm)を写真台紙に貼り付けること。
- (ウ) 受検票(ウェブ申請用)(一般要項の別記様式1による。)
- (エ) 自己推薦書(全日制課程受検者用(別記様式1)又は定時制課程受検者用(別記様式4))
- (オ) 農業自営予定者説明書(別記様式2)
  - 全日制の課程における農業に関する学科の出願者で、将来、自家経営に従事することを希望するものに限り提出すること。
- (カ) 漁業自営予定者説明書(別記様式3)
  - 全日制の課程における水産に関する学科の出願者で、将来、自家経営に従事することを希望するものに限り提出すること。
- イ 中学校長の手続
  - 中学校長は、次の書類を出願先高等学校長に提出すること。ただし、定時制の課程において、成人が出願する場合は、中学校長を経由せず、直接本人が提出すること。
  - (ア) 出願者一覧表(一般要項の別記様式2による。)
  - (イ) 個人調査書(一般要項の別記様式3による。令和8年(2026年)2月3日(火)正午までに提出すること。)

**【留意事項】**

- 1 (ア)及び(イ)の用紙は、中学校において作成すること。
- 2 (ア)は、出願時に提出すること。
- 3 定時制の課程において、中学校卒業後5年を経過した出願者については、(イ)の作成を要しない。
- 4 個人調査書の記載については、一般要項の別記様式3の「備考 個人調査書の記入について」(36ページ)によること。
- 5 個人調査書を高等学校長に郵送する場合には、一般書留、簡易書留又はレターパックプラスとすること。

- ウ 高等学校長の手続
  - (ア) 高等学校長は、入学願書を受け付けたときは、速やかに入学願書受付票(一般要項の別記様式4による。)を当該中学校長に交付すること。
  - (イ) 高等学校長は、令和8年(2026年)1月28日(水)までに受検票を当該中学校長を経由して出願者に交付すること。

**【留意事項】**

受検票を当該中学校長に郵送する場合には、一般書留、簡易書留又はレターパックプラスとすること。

- (ウ) 高等学校長は、受け付けた出願者の状況を入学願書受付簿(一般要項の別記様式5による。)に記入すること。

## 6 出願状況の発表

出願状況の発表の期日等は、次のとおりとする。

区 分	期 日	時 間	場 所
全 道(発表)	1月26日(月)	10:00	学力向上推進課ウェブページ

## 7 出 願 変 更

推薦入学においては、出願変更は認めない。

## 8 面 接 等

面接等は、令和8年(2026年)2月10日(火)に行うこと。ただし、これにより難い場合は、令和8年(2026年)2月12日(木)に引き続き行うことができる。

### (1) 面接等の会場

面接等の会場は、原則として、出願先の高等学校とする。

### (2) 面接

面接は、高等学校長の定めるところにより実施する。

なお、高等学校長は、面接の時間等について、あらかじめ中学校長に通知すること。

### (3) 英語の聞き取りテスト等

全日制の課程において、高等学校長は、学科ごとに出願者の全員について、英語の聞き取りテスト、英語による問答、実技及び作文から一又は複数を行うことができる。

なお、高等学校長は、英語の聞き取りテスト等を行う場合は、その時間等について、あらかじめ中学校長に通知すること。

#### 【留意事項】

- 1 体育に関する学科の出願者で、実技に関わり怪我・健康に不安がある場合や、医師の指示等がある場合で、実技を行うことができないときは、中学校長を経由して出願先の高等学校長に報告すること(成人の出願者は、直接出願先の高等学校長に報告すること)。
- 2 面接等の実施日の登校時間は、あらかじめ中学校長を経由して出願者に連絡しておくこと。
- 3 特別の事情により所定の日時に面接等を受けることができない者は、中学校長を経由して出願先の高等学校長にその旨を申し出て、面接等の期日の延期を願い出ることができる。
- 4 高等学校長は、面接等終了後、受検票を回収すること。
- 5 面接等の期日の延期を行ってもなお受検できない出願者がいる場合、当該高等学校長は、再出願について学校教育局学力向上推進課長と協議すること。

## 9 選 抜 の 方 法

高等学校長は、「入学者選抜委員会」などで、次に示す資料を総合的に評価し、合格内定者を決定すること。

(1) 出願者から提出された自己推薦書、農業自営予定者説明書や漁業自営予定者説明書

(2) 中学校長から提出された個人調査書

個人調査書の内容のうち「出欠の記録」については、選抜の資料として使用しないものとする。

(3) 面接の結果

(4) 英語の聞き取りテスト、英語による問答、実技及び作文から一又は複数を実施した場合は、その結果

## 10 合格内定者の通知及び入学の確約

(1) 高等学校長は、合格内定者に、令和8年(2026年)2月18日(水)までに中学校長を経由して合格内定通知書(別記様式5)を交付するとともに、出願者一覧表等を用いて、中学校長に対し、当該中学校からの出願者についての合格内定者及び合格内定とならなかった者の氏名を通知すること。

**【留意事項】**

上記書類を中学校長に郵送する場合には、一般書留、簡易書留又はレターパックプラスとすること。

- (2) 中学校長は、合格内定通知書の交付を受けた者に対し、入学確約書(別記様式6)を提出させ、その入学確約書を令和8年(2026年)2月19日(木)から2月24日(火)午後4時までの間に出席先高等学校長に送付すること。

**【留意事項】**

中学校長は、合格内定通知を受けた者に対し、入学確約書の提出の意思の有無を確認した上、提出する意思のない者については、その氏名及び理由を令和8年(2026年)2月24日(火)午後4時までに電話で高等学校長に報告すること。

**11 合格内定者数の発表**

合格内定者数の発表の期日等は、次のとおりとする。

区 分	期 日	時 間	場 所
全 道 (発表)	2月18日(水)	10:00	学力向上推進課ウェブページ

**12 再 出 願**

- (1) 合格内定とならなかった者については、当初出願した課程・学科と関わりなく、一般要項の「4 出願できる学科」により、再出願を認める。ただし、面接を欠席した者及び合格内定後入学確約書を提出しなかった者は再出願を認めない。
- (2) 再出願の受付期間及び受付時間は、次のとおりとする。

受 付 期 間	受 付 時 間
令和8年(2026年)2月19日(木)～ 令和8年(2026年)2月24日(火) (日曜日、土曜日及び休日を除く。)	9:00～16:30 (24日は16:00までとする。)

- (3) 出願者の手続  
再出願しようとする者は、再出願願(別記様式9)を中学校長を経由して、当初出願した高等学校長に提出すること。
- (4) 高等学校長の手続  
ア 再出願承認書  
推薦入学の出願を受け付けた高等学校長は、中学校長から再出願願の提出があった場合、出願者に対し、再出願承認書(別記様式10)を交付すること。
- イ 再出願通知書及び出願書類  
推薦入学の出願を受け付けた高等学校長は、再出願先の高等学校長に対し、令和8年(2026年)2月27日(金)までに再出願通知書(別記様式11)、再出願願の写し及び出願者の出願書類(自己推薦書、農業自営予定者説明書及び漁業自営予定者説明書を除く。)を送付すること。
- なお、推薦入学の出願を受け付けた高等学校長は、速やかに再出願先の高等学校長に対し、再出願の状況を電話等により連絡すること。

ウ 受検票

再出願先の高等学校長は、新たに受検票を作成し、令和8年(2026年)2月27日(金)までに出願者に交付すること。

**【留意事項】**

- 1 再出願の際の入学検定料の取扱いについては、「道立高等学校推薦入学者選抜に係る入学検定料の取扱いについて」(令和3年(2021年)11月25日付け教高第2150号教育長通知)(184ページ)を参照すること。
- 2 再出願に係る出願書類の取扱いは、一般要項の「8 出願変更」の留意事項に定める手続に準ずること。

(5) 再出願後の出願状況の発表の期日等は、次のとおりとする。

区 分	期 日	時 間	場 所
全 道 (発表)	3月2日(月)	11:00	学力向上推進課ウェブページ

**13 合 格 発 表**

高等学校長は、令和8年(2026年)3月17日(火)午前10時に合格者の受検番号を発表(当該高等学校のウェブページに掲載)するとともに、本人に通知すること。

**【留意事項】**

高等学校長は、合格者の発表後速やかに、中学校長に対し、当該中学校からの受検者のうち合格者についてその受検番号及び氏名を通知すること。  
 なお、郵送する場合には、一般書留、簡易書留又はレターパックプラスとすること。

**14 北海道教育委員会への報告**

番号	報告事項	報告月日	高校 → 教育局		教育局 → 学力向上推進課		報告内容等
			時間	方法	時間	方法	
1	英語の聞き取りテスト、英語による問答、実技及び作文の実施	11月6日(木)	この日まで	N.S.	11月13日(木)まで	N.S.	推薦要項の別記様式7
2	出願状況	1月23日(金)	10:00まで	電話又はN.S.	13:00まで	同上	一般要項の別記様式21
3	面接等の終了状況	2月10日(火)又は2月12日(木)	終了後直ちに	同上	管内全学校の報告確認後直ちに	同上	終了時刻、面接の状況等
4	推薦入学面接等欠席・延期者の状況	2月12日(木)	16:00まで	同上	17:00まで	同上	推薦要項の別記様式8
5	推薦入学合格内定者数	2月17日(火)	10:00まで	同上	12:00まで	同上	推薦要項の別記様式8
6	入学確約書を提出しなかった者の数	2月26日(木)	10:00まで	同上	13:00まで	同上	推薦要項の別記様式8

※ N.S.は、入学者選抜報告システムのことである。

**15 そ の 他**

(1) この要項に定めるもののほか、実施について必要な事項は、別に定める。

- (2) 出願者が作成する書類(ただし、入学願書・写真台紙及び受検票は除く。)については、学校教育局学力向上推進課のウェブページから様式をダウンロードした上で、必要事項を入力又は記入し作成すること。
- (3) 特別な配慮を必要とする生徒が出願しようとする場合は、在籍中学校長は出願しようとする高等学校長にその事情を説明し、当該高等学校長は学校教育局学力向上推進課長と協議すること。
- (4) この要項により難しい場合は、学校教育局学力向上推進課長と協議すること。

**【留意事項】**

再出願における、当初の出願先の高等学校長から再出願先高等学校長への出願書類の送付に関し、郵送を必要とする場合は、郵送料は出願者の負担とする。

別記様式1 (日本産業規格A4縦型)

※受検番号

## 自己推薦書 (全日制課程受検者用)

令和 年 月 日

北海道 高等学校長 様

在籍中学校名

出願者署名

私は、貴校の全日制的課程の

科へ、次の理由により自己推薦します。

1 入学を志望する理由や抱負について

(この学校に入学したい理由や入学してから自分がしたいと思うことなどについて、この学校のスクール・ポリシーを踏まえて記入してください。)

2 中学校の各教科(選択教科を含む。)や総合的な学習の時間における学習について

(中学校で学習したことについて、自分が特にアピールしたいことを具体的に記入してください。)

3 中学校在学中における学校内外の諸活動について

(中学校生活の中で、学級活動、生徒会活動、学校行事、部活動、ボランティア活動、取得した資格や検定結果、その他の活動等を通して学んだこと、自分が特にアピールしたいことなどを具体的に記入してください。)

(注) 1 出願者が記入、作成してください。なお、「出願者署名」の欄以外についてはパソコンにより入力し、印刷してもよいですが、欄の大きさ等を変更しないでください。また、文字のフォントはMS明朝、大きさは10.5ポイントを基本としますが、大きさについては出願者の任意とします。

2 ※印の欄は記入しないでください。

別記様式2 (日本産業規格A4縦型)

# 農業自営予定者説明書

令和 年 月 日

北海道 高等学校長 様

出願者署名

保護者等署名

出願者が農業自営予定者であることについては、次のとおりです。

- 1 出願者及び保護者等の現住所
- 2 出願者と保護者等の続柄
- 3 出願課程・学科
- 4 出願者が農業自営予定者であることの説明(保護者等が記入)

- (注) 1 「出願者署名」及び「保護者等署名」の欄以外についてはパソコンにより入力し、印刷してもよいが、欄の大きさ等を変更しないこと。また、文字のフォントはMS明朝、大きさは10.5ポイントを基本とするが、大きさについては出願者の任意とする。
- 2 「農業自営予定者であることの説明」は、できるだけ詳細に記入すること。

別記様式3 (日本産業規格A4縦型)

## 漁業自営予定者説明書

令和 年 月 日

北海道 高等学校長 様

出願者署名

保護者等署名

出願者が漁業自営予定者であることについては、次のとおりです。

- 1 出願者及び保護者等の現住所
- 2 出願者と保護者等の続柄
- 3 出願課程・学科
- 4 出願者が漁業自営予定者であることの説明(保護者等が記入)

- (注) 1 「出願者署名」及び「保護者等署名」の欄以外についてはパソコンにより入力し、印刷してもよいが、欄の大きさ等を変更しないこと。また、文字のフォントはMS明朝、大きさは10.5ポイントを基本とするが、大きさについては出願者の任意とする。
- 2 「漁業自営予定者であることの説明」は、できるだけ詳細に記入すること。



別記様式5 (日本産業規格A4縦型)


## 合格内定通知書

令和 年 月 日

中学校名

受検番号 科 番

氏 名 様

北海道 高等学校長名 

あなたは、令和8年度(2026年度)道立高等学校推薦入学者選抜において、本校  
制の課程の 科の合格者に内定したので通知します。

別記様式6 (日本産業規格A4縦型)

(	中学校長経由)
<h1>入学確約書</h1>	
令和 年 月 日	
北海道	高等学校長 様
出願者署名	
保護者等署名	
<p>このたび、令和8年度(2026年度)道立高等学校推薦入学者選抜において、貴校 制の課程の 科の合格者に内定した旨通知を 受けました。</p> <p>については、貴校に入学することを、ここに確約します。</p>	

- (注) 1 中学校に在学している者は、( 中学校長経由)に中学校名を記入し、中学校長経由で提出すること。  
2 保護者等署名の欄は、出願者が成人に達しているときは記入を要しないこと。  
3 中学校には、義務教育学校の後期課程を含むものとする。こと。  
4 「出願者署名」及び「保護者等署名」の欄以外についてはパソコンにより入力し、印刷してもよい。

別記様式7 (日本産業規格A4縦型)

英語の聞き取りテスト、英語による問答、実技及び作文の実施  
高等学校

小学科名		
英語の聞き取りテスト	実施の有無	
	開始予定時刻～終了予定時刻	
英語による問答	実施の有無	
	形式	個人
		集団(人)
	時間(分)	
	担当教員数(人)	
実 技	実施の有無	
	内容	
	開始予定時刻～終了予定時刻	
作 文	実施の有無	
	字数	
	テーマ選択の有無	
	時間(分)	

記入要領

- 1 「実施の有無」及び「テーマ選択の有無」は、「有」又は「無」を記入すること。
- 2 英語による問答の「形式」については、個人面接の場合は「個人」の欄に○を記入すること。集団面接の場合は、「集団(人)」の欄に面接を行う1グループ当たりの人数を記入すること。
- 3 実技における「内容」については、例えば体育科の場合、「体力・運動能力に関する実技テスト」のように記入すること。
- 4 作文における「字数」については、例えば400字から600字である場合、「400～600」のように記入すること。

別記様式8 (日本産業規格A4縦型)

## 推薦・連携型入学者選抜に係る状況

高等学校

課 程		
学 科		
募集人員		
推 薦 枠		
出願者数	推薦入学者選抜	道外からの出願
	連携型入学者選抜	
内定者数	推薦入学者選抜	道外からの出願
	連携型入学者選抜	
備 考	面接を受けなかった者の数	推薦入学者選抜
		道外からの出願
		連携型入学者選抜
	面接を延期した者の数	推薦入学者選抜
		道外からの出願
		連携型入学者選抜
確約書を提出しなかった者の数	推薦入学者選抜	
	道外からの出願	
	連携型入学者選抜	
備考に係る理由		

- (注) 1 推薦入学者選抜及び連携型入学者選抜の欄については、該当する箇所を○で囲むこと。  
 2 「道外からの出願」の欄については、「道立高等学校への道外からの出願に係る入学者選抜実施要項」により出願した者について、それぞれ該当する数を記入することとし、該当する高等学校のみ報告すること。  
 3 「道外からの出願」に該当する数は内数とする。  
 4 「推薦枠」の欄については、次により記入すること。  
 (1) 全日制の農業及び水産に関する学科… 募集人員の50～90%の範囲において高等学校長が定めた数  
 (2) 全日制の普通教育を主とする学科… 募集人員の10～40%の範囲において高等学校長が定めた数  
 (3) 全日制の上記以外の学科… 募集人員の30～50%の範囲において高等学校長が定めた数  
 (4) 連携型推薦入学者選抜… (2)に同じ。ただし、合格内定者数の報告及びそれ以降においては、募集人員から連携型入学者選抜による合格内定者数を減じた数のうちの10～40%程度の範囲において高等学校長が定めた数。なお、小数点以下は切捨てとする。  
 (5) 定時制の各学科… 募集人員の30%の数

別記様式9(日本産業規格A4縦型)

## 再 出 願 願

令和 年 月 日

北海道 高等学校長 様

ふ り が な  
出 願 者 署 名

保 護 者 等 署 名

私は、貴高等学校に出願しましたが、次により再出願したいので、承認してください。

記

事 項	再 出 願 先	推 薦 入 学 出 願 先
高 等 学 校		
課 程		
学 科	第1志望 科	第1志望 科
	第2志望 科	第2志望 科
	第3志望 科	科 科
住所	出 願 者	
	保 護 者 等	
全日制の課程の普通教育を主とする学科へ就学するときの区分	1 通学区域規則第2条による就学 2 通学区域規則第3条第1号による就学 3 通学区域規則第3条第2号による就学 4 通学区域規則第3条第3号による就学 5 通学区域規則第4条第1項第1号による就学 6 通学区域規則第4条第1項第2号による就学 7 通学区域規則第4条第1項第3号による就学 8 ( ) 高等学校通学区域規則による就学	

上記の願い出があったので、提出します。

中学校長名 印

- (注) 1 「学科」の欄については、志望により第3志望まで記入すること。  
 2 「全日制の課程の普通教育を主とする学科へ就学するときの区分」の欄については、該当する番号を○で囲むこと。  
 3 「全日制の課程の普通教育を主とする学科へ就学するときの区分」の欄の8の( )内には、道立高等学校通学区域規則と異なる通学区域規則を定めている市町村立高等学校の通学区域規則名となるよう記入すること。  
 4 中学校長名には、中学校名も併記すること。  
 5 「出願者署名」及び「保護者等署名」の欄以外についてはパソコンにより入力し、印刷してもよい。

別記様式10 (日本産業規格A4縦型)

**再出願承認書**

出願者氏名

令和 年 月 日付けで願い出のあった、北海道 高等学校 課程

科に再出願することを承認します。

令和 年 月 日

高等学校長名 印

別記様式11 (日本産業規格A4縦型)

**再出願通知書**

令和 年 月 日

北海道 高等学校長 様

高等学校長名 印

本校に出願した次の者から、貴校に再出願をしたい旨の願い出があり、これを承認したので通知します。

記

ふりがな 出願者氏名	当初出願の課程・学科	再出願の課程・学科

別記3

令和8年度(2026年度)連携型中高一貫教育を実施する道立高等学校入学者選抜実施要項  
(令和7年(2025年)9月30日教育長決定)

この要項は、令和8年度(2026年度)の連携型中高一貫教育を実施している道立高等学校の入学者の選抜における連携型入学者選抜(以下「連携型入学者選抜」という。)、一般入学者選抜(以下「連携型一般入学者選抜」という。)及び推薦入学者選抜(以下「連携型推薦入学者選抜」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

1 連携型入学者選抜

(1) 対象校

連携型中高一貫教育を実施している道立高等学校(以下「連携高等学校」という。)

【留意事項】

1 対象校は次のとおりである。

連携高等学校	連携中学校
北海道鶴川高等学校	むかわ町立鶴川中学校
北海道上川高等学校	上川町立上川中学校
北海道鹿追高等学校	鹿追町立鹿追中学校
	鹿追町立瓜幕中学校
北海道広尾高等学校	広尾町立広尾中学校
北海道羅臼高等学校	羅臼町立知床未来中学校
★北海道えりも高等学校	えりも町立えりも中学校

※ 連携型中高一貫教育を実施している市町村立高等学校には、★印を付している。

2 次の高等学校及び義務教育学校については、特例として、連携型入学者選抜を実施する。

高等学校	義務教育学校
北海道湧別高等学校	湧別町立芭露学園
	湧別町立ゆうべつ学園
	湧別町立上湧別学園

3 道立高等学校一般入学者選抜実施要項(以下「一般要項」という。)、道立高等学校推薦入学者選抜実施要項(以下「推薦要項」という。)、連携型一般入学者選抜、連携型推薦入学者選抜及び北海道有朋高等学校入学者選抜実施要項(以下「有朋高校要項」という。)並びに市町村立高等学校の入学者選抜の実施要項(以下「市町村実施要項」という。)により出願した者は、同時にこの連携型入学者選抜により出願することはできない。

(2) 出 願 資 格

連携型中高一貫教育を実施している中学校及び特例として連携型入学者選抜を実施する義務教育学校(以下「連携中学校等」という。)を令和8年(2026年)3月末日までに卒業見込みの者(令和8年(2026年)1月以降に連携中学校等に転入学した者を除く。)

(3) 募 集 人 員

別に告示するところによる。

(4) 入 学 者 の 範 囲

募集人員の範囲内の数とする。

(5) 出 願 の 受 付

出願書類の受付期間及び受付時間は、次のとおりとする。

受 付 期 間	受 付 時 間
令和8年(2026年)1月19日(月)～ 令和8年(2026年)1月22日(木)	9:00～16:30 (22日は12:00までとする。)

(6) 出 願 の 手 続

ア 出願書類の交付

連携高等学校の校長は、当該連携中学校等の校長から請求があったときは、「中高一貫教育による学習のまとめ」用紙を交付するものとする。

【留意事項】

「中高一貫教育による学習のまとめ」用紙は、連携高等学校において作成するものとし、当該連携高等学校の校長が定める様式によること。

イ 出願書類の提出及び受付

(ア) 入学願書(ウェブ申請用)(北海道立高等学校学則(昭和26年北海道教育委員会規則第8号)第15条の規定による入学願書(同規則別記第3号様式))の提出

出願者は、あらかじめウェブ上の出願情報電子申請システム(以下「申請システム」という。)により、必要事項を入力・申請した上で、入学検定料として北海道立学校条例(昭和39年北海道条例第41号)に定める金額の北海道収入証紙を入学願書に貼り付けて提出すること。

なお、ウェブ上の申請システムによる出願者情報等のオンライン入力受付期間は次のとおりとする。

受 付 期 間
令和7年(2025年)12月5日(金)～令和8年(2026年)1月22日(木)

【留意事項】

1 入学願書の作成

ウェブ申請に係る手続等の詳細については、別に定める「令和8年度立高等学校入学者選抜出願手続(ウェブ申請・願書提出)マニュアル」を参照すること。

なお、入学願書(ウェブ申請用)と写真台紙・受検票は、それぞれA4用紙に片面で印刷し、写真台紙と受検票は切り離さないこと。

2 入学願書の入力

(1) 「出願区分」で連携型を選択すること。

(2) 「出願学科」で、志望する学科名を選択すること。ただし、「第2志望」及び「第3志望」は、「－(第2志望なし)」及び「－(第3志望なし)」をそれぞれ選択すること。

## (イ) 連携中学校等の校長の手続

連携中学校等の校長は、次の書類を当該連携高等学校の校長に提出すること。

- a 入学願書
- b 写真台紙(ウェブ申請用)(一般要項の別記様式1による。)
- c 受検票(ウェブ申請用)(一般要項の別記様式1による。)
- d 「中高一貫教育による学習のまとめ」
- e 出願者一覧表(一般要項の別記様式2による。)

## 【留意事項】

- 1 出願者一覧表用紙は、連携中学校等において作成すること。
- 2 a～eの書類は、出願時に一括して提出すること。

## (ウ) 連携高等学校の校長の手続

- a 連携高等学校の校長は、入学願書を受け付けたときは、速やかに入学願書受付票(一般要項の別記様式4による。)を当該連携中学校等の校長に交付すること。
- b 連携高等学校の校長は、令和8年(2026年)1月28日(水)までに受検票を当該連携中学校等の校長を経由して出願者に交付すること。

## 【留意事項】

受検票を当該連携中学校等の校長に郵送する場合には、一般書留、簡易書留又はレターパックプラスとすること。

- c 連携高等学校の校長は、受け付けた出願者の状況を入学願書受付簿(一般要項の別記様式5による。)に記入すること。

## (7) 出願状況の発表

出願状況の発表の期日等は、次のとおりとする。

区 分	期 日	時 間	場 所
全 道(発表)	1月26日(月)	10:00	学力向上推進課ウェブページ

## (8) 出 願 変 更

連携型入学者選抜においては、出願変更は認めない。

## (9) 面 接 等

面接等は、令和8年(2026年)2月10日(火)に行うこと。ただし、これにより難しい場合は、令和8年(2026年)2月12日(木)に引き続き行うことができる。

## ア 面接等の会場

面接等の会場は、原則として、出願先の高等学校とする。

## イ 面接

面接は、連携高等学校の校長の定めるところにより実施する。

なお、連携高等学校の校長は、面接の時間等について、あらかじめ当該連携中学校等の校長に通知すること。

## ウ 英語の聞き取りテスト等

連携高等学校の校長は、中高一貫教育の内容を踏まえて、出願者の全員について、一定の時間を定めて、英語の聞き取りテスト、英語による問答、作文及び「中高一貫教育による学習の発表」から一又は複数を行うことができる。

なお、連携高等学校の校長は、英語の聞き取りテスト等の時間等について、あらかじめ当該連携中学校等の校長に通知すること。

**【留意事項】**

- 1 面接日の登校時間は、あらかじめ当該連携中学校等の校長を経由して出願者に連絡しておくこと。
- 2 特別の事情により所定の日時に面接等を受けることができない者は、連携中学校等の校長を経由して当該連携高等学校の校長にその旨を申し出て、面接等の期日の延期を願い出ることができる。
- 3 連携高等学校の校長は、面接等終了後、受検票を回収すること。

**(10) 選 抜 の 方 法**

連携高等学校の校長は、「入学者選抜委員会」などで、次に示す資料を総合的に評価し、合格内定者を決定すること。

ア 「中高一貫教育による学習のまとめ」

イ 面接の結果

ウ 英語の聞き取りテスト、英語による問答、作文及び「中高一貫教育による学習の発表」から一又は複数を実施した場合は、その結果

**(11) 合格内定者の通知及び入学の確約**

ア 連携高等学校の校長は、合格内定者に、令和8年(2026年)2月18日(水)までに当該連携中学校等の校長を経由して合格内定通知書(推薦要項の別記様式5に準ずる。)を交付するとともに、出願者一覧表等を用いて当該連携中学校等の校長に対し、合格内定者及び合格内定とならなかった者の氏名を通知すること。

**【留意事項】**

アの書類を当該連携中学校等の校長に郵送する場合には、一般書留、簡易書留又はレターパックプラスとすること。

イ 連携中学校等の校長は、合格内定通知書の交付を受けた者に対し、入学確約書(推薦要項の別記様式6に準ずる。)を提出させ、その入学確約書を令和8年(2026年)2月19日(木)から2月24日(火)午後4時までの間に当該連携高等学校の校長に送付すること。

**【留意事項】**

連携中学校等の校長は、合格内定通知を受けた者に対し、入学確約書の提出の意思の有無を確認した上、提出する意思のない者については、その氏名及び理由を令和8年(2026年)2月24日(火)午後4時までに電話で当該連携高等学校の校長に報告すること。

**(12) 合格内定者数の発表**

推薦要項の「11 合格内定者数の発表」により行うこと。

(13) 再 出 願

- ア 合格内定とならなかった者については、当初出願した課程・学科と関わりなく再出願を認める。ただし、面接を欠席した者及び合格内定後入学確約書を提出しなかった者は再出願を認めない。
- イ 再出願は、推薦要項の「12 再出願」により行うこと。

**【留意事項】**  
 連携中学校等の校長は、令和8年(2026年)2月27日(金)までに、再出願者の個人調査書を再出願先の高等学校(市立札幌大通高等学校を除く。)の校長あて送付すること。

(14) 合 格 発 表

- 連携高等学校の校長は、令和8年(2026年)3月17日(火)午前10時に合格者の受検番号を発表(当該高等学校のウェブページに掲載)するとともに、本人に通知すること。

**【留意事項】**  
 連携高等学校の校長は、合格者の発表後速やかに、当該連携中学校等の校長に対し、当該連携中学校等からの受検者のうち合格者についてその受検番号及び氏名を通知すること。  
 なお、郵送する場合には、一般書留、簡易書留又はレターパックプラスとすること。

(15) 北海道教育委員会への報告

番号	報告事項	報告月日	高校 → 教育局		教育局 → 学力向上推進課		報告内容等
			時間	方法	時間	方法	
1	出願状況	1月23日(金)	10:00まで	電話又はN.S.	13:00まで	N.S.	一般要項の別記様式21
2	面接等の終了状況	2月10日(火)又は2月12日(木)	終了後直ちに	N.S.	管内全学校の報告確認後直ちに	同上	終了時刻、面接状況等
3	連携型入学者選抜面接等欠席・延期者の状況	2月12日(木)	16:00まで	同上	17:00まで	同上	推薦要項の別記様式8
4	連携型入学者選抜合格内定者数	2月17日(火)	10:00まで	同上	12:00まで	同上	推薦要項の別記様式8
5	入学確約書を提出しなかった者の数	2月26日(木)	10:00まで	同上	13:00まで	同上	推薦要項の別記様式8

※ N.S.は、入学者選抜報告システムのことである。

(16) そ の 他

- ア この要項に定めるもののほか、実施について必要な事項は、別に定める。
- イ 出願者が作成する書類(ただし、入学願書・写真台紙及び受検票は除く。)については、学校教育局学力向上推進課のウェブページから様式をダウンロードした上で、必要事項を入力又は記入し作成すること。
- ウ 特別な配慮を必要とする生徒が出願しようとする場合は、連携中学校等の校長は当該連携高等学校の校長にその事情を説明し、当該連携高等学校の校長は学校教育局学力向上推進課長と協議すること。
- エ この要項により難しい場合は、学校教育局学力向上推進課長と協議すること。

**【留意事項】**

次の書類の送付に関し、郵送を必要とする場合は、郵送料は出願者の負担とする。

- 1 出願者の請求による出願書類用紙等の送付
- 2 再出願における、連携高等学校の校長から再出願先の高等学校長へ出願書類の送付

**2 連携型一般入学者選抜**

連携型一般入学者選抜は、一般要項により実施する。ただし、出願資格、実募集人員及び出願変更については次によるものとする。

**(1) 出 願 資 格**

一般要項の「2 出願資格」による。ただし、連携中学校等を令和8年(2026年)3月末日までに卒業見込みの者(令和8年(2026年)1月以降に連携中学校等に転入学した者を除く。)は、この連携型一般入学者選抜により当該連携高等学校へ出願することはできない。

**【留意事項】**

一般要項、推薦要項、連携型入学者選抜、連携型推薦入学者選抜、有朋高校要項及び道立高等学校への道外からの出願に係る入学者選抜実施要項並びに市町村実施要項により出願した者は、同時にこの連携型一般入学者選抜により出願することはできない。

**(2) 実 募 集 人 員**

募集人員から連携型入学者選抜、連携型推薦入学者選抜及び道立高等学校への道外からの出願に係る入学者選抜による合格内定者数を減じた数とする。

**(3) 出 願 変 更**

ア 連携型入学者選抜による出願者数が募集人員に満たない場合

一般要項の「8 出願変更」による。

イ 連携型入学者選抜による出願者数が募集人員に達している場合

当初出願した課程と関わりなく出願を変更することができることとし、出願変更の受付期間及び受付時間並びに出願者の手続及び高等学校長の手続は、一般要項の「8 出願変更」の(1)のイ、ウ及びエによる。

ウ 連携型入学者選抜の結果、合格内定者数が募集人員に達している場合

当初出願した課程と関わりなく出願を変更することができることとし、出願変更の受付期間及び受付時間は推薦要項の「12 再出願」の(2)により、また、出願者の手続及び高等学校長の手続は、一般要項の「8 出願変更」の(1)のウ及びエによる。

**3 連携型推薦入学者選抜**

連携型推薦入学者選抜は、連携中学校等の第3学年の在籍者数(令和7年(2025年)5月1日現在)が、連携型入学者選抜の募集人員を下回っている場合に限り推薦要項により実施することができる。ただし、出願資格、入学者の範囲、出願変更及び出願変更の手続については次によるものとする。

**(1) 出 願 資 格**

推薦要項の「3 出願資格」による。ただし、連携中学校等を令和8年(2026年)3月末日までに卒業見込みの者(令和8年(2026年)1月以降に連携中学校等に転入学した者を除く。)は、この連携型推薦入学者選抜により当該連携高等学校へ出願することはできない。

**【留意事項】**

一般要項、推薦要項、連携型入学者選抜、連携型一般入学者選抜及び有朋高校要項並びに市町村実施要項により出願した者は、同時にこの連携型推薦入学者選抜により出願することはできない。

**(2) 入学者の範囲**

募集人員から連携型入学者選抜による合格内定者数を減じた数のうちの10～40%程度の範囲の数を「推薦枠」として高等学校長が定める。また、小数点以下は切捨てとする。

**(3) 出願変更**

ア 連携型入学者選抜による出願者数が募集人員に達している場合

出願者は、当初出願した課程・学科と関わりなく、一般要項による入学者選抜及び連携型一般入学者選抜への出願変更を行うことができる。

イ 連携型入学者選抜による出願者数が募集人員に満たない場合

出願者は、推薦枠が1名に満たないときは、当初出願した課程・学科と関わりなく、一般要項による入学者選抜及び連携型一般入学者選抜への出願変更を行うことができる。

**(4) 出願変更の手続**

出願変更の受付期間及び受付時間並びに出願者の手続及び高等学校長の手続は、一般要項の「8 出願変更」の(1)のイ、ウ及びエによる。

別記4

令和8年度(2026年度)北海道有朋高等学校入学者選抜実施要項

(令和7年(2025年)9月30日教育長決定)

この要項は、令和8年度(2026年度)の北海道有朋高等学校の単位制による定時制の課程、技能教育施設との連携措置による定時制の課程及び通信制の課程の入学者の選抜の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

1 単位制による定時制の課程

(1) 一般入学者選抜

ア 募集人員

別に告示するところによる。ただし、募集については、前期と後期に行い、後期の募集は、前期に欠員が生じた場合の当該人員に限る。

イ 出願できる学科

普通科

事務情報科

ウ 出願資格

道立高等学校一般入学者選抜実施要項(以下「一般要項」という。)の「2 出願資格」に準ずる。

【留意事項】

一般要項、道立高等学校推薦入学者選抜実施要項(以下「推薦要項」という。)、連携型中高一貫教育を実施する道立高等学校入学者選抜実施要項(以下「連携型要項」という。)、この要項における単位制による定時制の課程の自己推薦による入学者選抜(以下「自己推薦選抜」という。)、この要項における技能教育施設との連携措置による定時制の課程の入学者選抜(以下「技能教育施設の選抜」という。)、この要項における通信制の課程の入学者選抜(以下「通信制の選抜」という。)及び道立高等学校への道外からの出願に係る入学者選抜実施要項(以下「道外推薦要項」という。)並びに市町村立高等学校の入学者選抜実施要項(以下「市町村実施要項」という。)により出願した者は、同時にこの単位制による定時制の課程の一般入学者選抜(以下「単位制一般選抜」という。)により出願することはできない。

エ 出願の受付

出願の受付期間及び受付時間は次のとおりとする。

	受付期間	受付時間
前期	令和8年(2026年)3月10日(火)～ 令和8年(2026年)3月18日(水) (日曜日及び土曜日を除く。)	9:00～16:30 (18日は15:00までとする。)
後期	令和8年(2026年)8月21日(金)～ 令和8年(2026年)8月28日(金) (日曜日及び土曜日を除く。)	9:00～16:30 (28日は12:00までとする。)

オ 出願の手続

出願者は、次の出願書類を北海道有朋高等学校長に提出すること。

- (ア) 入学願書(ウェブ申請用) (北海道有朋高等学校学則(昭和55年北海道教育委員会規則第8号)第8条の規定による入学願書(同規則別記第1号様式の2))

出願者は、あらかじめウェブ上の出願情報電子申請システム(以下「申請システム」という。)により、必要事項を入力・申請した上で、入学検定料として北海道立学校条例(昭和39年北海道条例第41号)に定める金額の北海道収入証紙を入学願書に貼り付けて提出すること。

なお、ウェブ上の申請システムによる出願者情報等のオンライン入力受付期間は次のとおりとする。

受付期間	
前期	令和7年(2025年)12月5日(金)～令和8年(2026年)3月18日(水)
後期	令和8年(2026年)8月3日(月)～令和8年(2026年)8月28日(金)

- (イ) 写真

出願前6か月以内に上半身を正面から撮影したもの(北海道有朋高等学校長が別途指定する用紙の所定の欄に貼り付けること。)

- (ウ) 個人調査書

現に在学し、又は卒業した中学校、これに準ずる学校、義務教育学校の校長(以下「中学校長」という。)が作成したもの(一般要項の別記様式3による。)。ただし、中学校、これに準ずる学校又は義務教育学校(以下「中学校」という。)卒業後5年を経過した者(公立夜間中学(義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(平成28年法律第105号)第14条に規定する学校。以下「夜間中学」という。)を卒業見込みの者を除く。以下同じ。)が出願する場合は、出願資格が分かる書類(卒業証明書又は卒業証書の写し等)をもって個人調査書に代えるものとする。

**【留意事項】**

出願手続に当たっては、「令和8年度(2026年度)単位制課程募集要項」を必ず請求し、本募集要項の指示に従い、必要書類を提出すること。請求方法は、次の1及び2の方法により行うこと。

なお、ウェブ申請により願書を作成することを基本とするが、やむを得ない事情により、手書きで願書を作成することを希望する場合、書類請求の際に申し出ること。

- 1 出願書類の用紙の請求は、角形2号の返信用封筒(住所、郵便番号及び氏名を表記し、返信に必要な金額の切手を貼り付けたもの)を同封して、北海道有朋高等学校(〒002-8504 札幌市北区屯田9条7丁目)あてに行うこと。
- 2 往信封筒の表に必ず「単位制課程希望」と朱書すること。また、「一般入学」と明記すること。

なお、用紙を請求する場合は、請求部数により送料(切手代)が異なるため、有朋高校のウェブページを確認すること。それでも不明な場合、有朋高校(電話 011-773-8200)に問い合わせること。

カ 入学者の選抜等

- (ア) 作文及び面接

前期は令和8年(2026年)3月24日(火)、後期は令和8年(2026年)9月3日(木)に実施する。

**【留意事項】**

作文及び面接を特別の事情により所定の日時に受けることができない者は、中学校長を経由して北海道有朋高等学校長にその旨を申し出て、面接等の期日の延期を願い出ることができる(成人の出願者は、直接北海道有朋高等学校長に申し出ること。)

- (イ) 学力検査(一般要項「9 学力検査」とは異なるもの)  
後期のみ令和8年(2026年)9月3日(木)に実施する(検査教科は、国語、数学及び英語)。
- (ウ) 入学者の選抜  
前期は個人調査書(中学校卒業後5年を経過した出願者を除く。)並びに作文及び面接の結果を、後期は学力検査の成績、個人調査書(中学校卒業後5年を経過した出願者を除く。)並びに作文及び面接の結果を資料として総合的に判定する。なお、個人調査書の内容のうち「出欠の記録」については、選抜の資料として使用しないものとする。
- キ 合格発表  
北海道有朋高等学校長は、前期は令和8年(2026年)3月30日(月)午前10時、後期は令和8年(2026年)9月10日(木)午前10時に合格者の受検番号を発表(当該高等学校のウェブページに掲載)するとともに、本人に通知すること。
- ク その他
  - (ア) この要項に定めるもののほか、実施について必要な事項は、北海道有朋高等学校長の定めるところによる。
  - (イ) 特別な配慮を必要とする生徒が出願しようとする場合は、在籍中学校長は北海道有朋高等学校長にその事情を説明し、北海道有朋高等学校長は学校教育局学力向上推進課長と協議すること。
  - (ウ) この要項により難しい場合は、学校教育局学力向上推進課長と協議すること。

(2) 自己推薦による入学者選抜(前期のみ)

- ア 出願できる学科  
普通科  
事務情報科
- イ 出願資格  
自己推薦による入学を希望する者は、次の各号に該当する者であること。
  - (ア) 令和8年(2026年)3月末日までに道内の中学校若しくはこれに準ずる学校、義務教育学校を卒業する見込みの者(夜間中学を卒業する見込みの者を含む。)又は勤労青少年
  - (イ) 北海道有朋高等学校のスクール・ポリシーを理解し、自らを北海道有朋高等学校が示す「入学者の受入れに関する方針」に合うと考えている者で、出願する動機及び理由が明確であり、自主的に学習できる強い意思を有するもの
  - (ウ) 普通科においては、特定分野などに対する適性、興味・関心及び学習意欲を有する者  
事務情報科においては、事務情報科に対する適性、興味・関心及び学習意欲を有する者

**【留意事項】**  
一般要項、推薦要項、連携型要項、単位制一般選抜、技能教育施設の選抜及び通信制の選抜並びに市町村実施要項により出願した者は、同時にこの自己推薦選抜により出願することはできない。

- ウ 自己推薦による入学者の範囲  
各科の募集人員の30%程度の数とする。
- エ 出願の受付  
出願の受付期間及び受付時間は次のとおりとする。

受 付 期 間	受 付 時 間
令和8年(2026年)1月19日(月)～ 令和8年(2026年)1月22日(木)	9:00～16:30 (22日は12:00までとする。)

## オ 出願の手続

出願者は、次の出願書類を北海道有朋高等学校長に提出すること。

## (ア) 入学願書

単位制一般選抜に同じ。

ただし、ウェブ上の申請システムによる出願者情報等のオンライン入力受付期間は次のとおりとする。

受付期間
令和7年(2025年)12月5日(金)～令和8年(2026年)1月22日(木)

## (イ) 写真

単位制一般選抜に同じ。

## (ウ) 個人調査書

単位制一般選抜に同じ。

## (エ) 入学検定料

単位制一般選抜に同じ。

## (オ) 自己推薦書

別記様式1による。

**【留意事項】**

出願手続に当たっては、「令和8年度(2026年度)単位制課程募集要項」を必ず請求し、必要書類を提出すること。請求方法は、次の1及び2の方法により行うこと。

なお、ウェブ申請により願書を作成することを基本とするが、やむを得ない事情により、手書きで願書を作成することを希望する場合、書類請求の際に申し出ること。

1 出願書類の用紙の請求は、角形2号の返信用封筒(住所、郵便番号及び氏名を表記し、返信に必要な金額の切手を貼り付けたもの)を同封して、北海道有朋高等学校(〒002-8504 札幌市北区屯田9条7丁目)あてに行うこと。

2 往信封筒の表に必ず「単位制課程希望」と朱書すること。また、「推薦入学」と明記すること。

なお、用紙を請求する場合は、請求部数により送料(切手代)が異なるため、有朋高校のウェブページを確認すること。それでも不明な場合、有朋高校(電話 011-773-8200)に問い合わせること。

## カ 入学者の選抜等

## (ア) 面接の実施

令和8年(2026年)2月10日(火)に行うこと。ただし、これにより難しい場合は、令和8年(2026年)2月12日(木)に引き続き行うことができる。

## (イ) 合格内定通知

北海道有朋高等学校長は、令和8年(2026年)2月18日(水)までに合格内定者に通知すること。

## (ウ) 入学確約書の提出

令和8年(2026年)2月19日(木)から令和8年(2026年)2月24日(火)午後4時までの間に入学確約書(別記様式2)を北海道有朋高等学校長に提出すること。

## (エ) 入学者の選抜

個人調査書(中学校卒業後5年を経過した出願者を除く。)、自己推薦書及び面接の結果を資料として総合的に判定する。なお、個人調査書の内容のうち「出欠の記録」については、選抜の資料として使用しないものとする。

## キ 再出願

合格内定とならなかった者については、当初出願した学科と関わりなく単位制一般選抜及び他の高等学校の一般入学者選抜への再出願を認める。ただし、面接を欠席した者及び合格内定後入学確約書を提出しなかった者は再出願を認めない。

- (ア) 再出願の受付期間及び受付時間は、推薦要項の「12 再出願」の(2)による。
- (イ) 単位制一般選抜への再出願の手続については、推薦要項の「12 再出願」の(3)による。
- (ウ) 他の高等学校の一般入学者選抜への再出願の手続については、推薦要項の「12 再出願」の(3)及び(4)による。この場合、一般要項の入学願書(北海道立高等学校学則(昭和26年北海道教育委員会規則第8号)別記第3号様式)及び写真台紙(一般要項の別記様式1)を添付すること。
- ク 合格発表  
北海道有朋高等学校長は、令和8年(2026年)3月30日(月)午前10時に合格者の受験番号を発表(当該高等学校のウェブページに掲載)するとともに、本人に通知すること。
- ケ その他  
単位制一般選抜の「ク その他」に同じ。

## 2 技能教育施設との連携措置による定時制の課程

- (1) 募集人員  
別に告示するところによる。
- (2) 出願できる学科  
商業に関する学科
- (3) 出願資格  
一般要項の「2 出願資格」に準ずる。

**【留意事項】**

一般要項、推薦要項、連携型要項、単位制一般選抜、自己推薦選抜、通信制の選抜及び道外推薦要項並びに市町村実施要項により出願した者は、同時にこの技能教育施設の選抜により出願することはできない。

### (4) 出願の手続

出願者は、次の書類を各技能連携施設を経由して北海道有朋高等学校長に提出すること。

- ア 入学願書(ウェブ申請用)(北海道有朋高等学校学則第8条の規定による入学願書(同規則別記第1号様式))

出願者は、あらかじめウェブ上の申請システムにより、必要事項を入力・申請した上で、入学検定料として北海道立学校条例(昭和39年北海道条例第41号)に定める金額の北海道収入証紙を入学願書に貼り付けて提出すること。

なお、ウェブ上の申請システムによる出願者情報等のオンライン入力受付期間は次のとおりとする。

受 付 期 間
令和7年(2025年)12月5日(金)~令和8年(2026年)4月7日(火)

- イ 写真  
出願前6か月以内に上半身を正面から撮影したもの(写真のデータ(10MB以内)を申請システム上でアップロードする、又は写真を入学願書の所定の欄に貼り付けること。)
- ウ その他必要書類  
必要書類の請求は、各技能教育施設あてに行うこと。
- (5) 合格発表  
北海道有朋高等学校長は、令和8年(2026年)4月7日(火)までに本人に通知すること。
- (6) その他  
ア 「技能教育施設との連携措置」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第55条及び技能教育施設の指定等に関する規則(昭和37年文部省令第8号)第5条に定めるところにより、技能教育のための施設における学習を高等学校における教科の一部の履修とみなす措置をいうこと。  
イ 出願の受付及び入学者選抜については、北海道有朋高等学校長の定めるところによること。  
ウ その他出願に関する問合せは、各技能教育施設あてに行うこと。

### 3 通信制の課程

- (1) 募集人員  
別に告示するところによる。
- (2) 出願できる学科  
普通科
- (3) 出願資格  
一般要項の「2 出願資格」に準ずる。

**【留意事項】**  
 一般要項、推薦要項、連携型要項、単位制一般選抜、自己推薦選抜、技能教育施設の選抜及び道外推薦要項並びに市町村実施要項により出願した者は、同時にこの通信制の選抜により出願することはできない。

- (4) 出願の受付  
出願の受付期間及び受付時間は次のとおりとする。

受 付 期 間	受 付 時 間
令和8年(2026年)2月13日(金)～ 令和8年(2026年)3月18日(水) (日曜日、土曜日及び休日を除く。)	9:00～16:30  (18日は15:00までとする。)

- (5) 出願の手続  
出願者は、次の出願書類を北海道有朋高等学校長に提出すること。  
 ア 入学願書(ウェブ申請用)(北海道有朋高等学校学則第8条の規定による入学願書(同規則別記第1号様式の3))  
 出願者は、あらかじめウェブ上の申請システムにより、必要事項を入力・申請して作成すること。  
 なお、ウェブ上の申請システムによる出願者情報等のオンライン入力の受付期間は次のとおりとする。

受 付 期 間
令和7年(2025年)12月5日(金)～令和8年(2026年)3月18日(水)

- イ 写真  
出願前6か月以内に上半身を正面から撮影したもの(写真のデータ(10MB以内)を申請システム上でアップロードする、又は写真を入学願書の所定の欄に貼り付けること。)
- ウ 個人調査書  
中学校長が作成したもの(一般要項の別記様式3による。)。ただし、中学校卒業後5年を経過した出願者については、出願資格が分かる書類(卒業証明書又は卒業証書の写し等)及び出願理由書(北海道有朋高等学校長が定める様式によること。)をもって個人調査書に代えるものとする。

**【留意事項】**

出願手続に当たっては、「令和8年度(2026年度)募集要項(通信制課程普通科)」を必ず請求し、本募集要項の指示に従い、必要書類を提出すること。請求方法は、次の1及び2の方法により行うこと。

なお、ウェブ申請により願書を作成することを基本とするが、やむを得ない事情により、手書きで願書を作成することを希望する場合、書類請求の際に申し出ること。

1 出願書類の用紙の請求は、角形2号の返信用封筒(住所、郵便番号及び氏名を表記し、返信に必要な金額の切手を貼り付けたもの)を同封して、北海道有朋高等学校(〒002-8504 札幌市北区屯田9条7丁目)あてに行うこと。

2 往信封筒の表に必ず「通信制課程希望」と朱書すること。また、一般入学と編入学の別を明記すること。

なお、用紙を請求する場合は、請求部数により送料(切手代)が異なるため、有朋高校のウェブページを確認すること。それでも不明な場合、有朋高校(電話 011-773-8200)に問い合わせること。

**(6) 入学者の選抜**

個人調査書又は出願理由書により入学者の選抜を行い、学力検査を実施しない。なお、個人調査書の内容のうち「出欠の記録」については、選抜の資料として使用しないものとする。

**(7) 合格発表**

北海道有朋高等学校長は、令和8年(2026年)3月30日(月)に本人に通知すること。

**(8) その他**

ア この要項に定めるもののほか、実施について必要な事項は、北海道有朋高等学校長の定めるところによる。

イ この要項により難しい場合は、学校教育局学力向上推進課長と協議すること。

#### 4 北海道教育委員会への報告

番号	報告事項	報告月日	高校→教育局		教育局→学力向上推進課		報告内容等
			時間	方法	時間	方法	
1	出願状況(推薦入学者選抜)	1月23日(金)	10:00まで	電話又はN.S.	13:00まで	N.S.	一般要項の別記様式21に準ずる
2	面接等の終了状況(推薦入学者選抜)	2月10日(火)又は2月12日(木)	終了後直ちに	同上	学校の報告確認後直ちに	同上	終了時刻、面接状況等
3	推薦入学面接等欠席・延期者の状況	2月12日(木)	16:00まで	同上	17:00まで	同上	推薦要項の別記様式8に準ずる
4	推薦入学合格内定者数	2月17日(火)	10:00まで	同上	12:00まで	同上	同上
5	入学確約書(推薦)を提出しなかった者の数	2月26日(木)	10:00まで	同上	13:00まで	同上	同上
6	再出願後の出願状況	2月26日(木)	10:00まで	同上	13:00まで	同上	一般要項の別記様式21の2に準ずる
7	一般入学者選抜(前期)の出願状況	3月19日(木)	15:00まで	同上	16:00まで	同上	入選報告システムに係るマニュアルに基づく
8	単位制による定時制の課程(前期)の合格者数	3月30日(月)	10:00まで	同上	12:00まで	同上	同上
9	入学者選抜実施状況	4月28日(火)	この日まで	同上	5月12日(火)まで	同上	同上
10	単位制による定時制の課程の募集人員(後期)	7月1日(水)	この日まで	同上	7月2日(木)まで	同上	同上
11	一般入学者選抜(後期)の出願状況	8月31日(月)	10:00まで	同上	11:00まで	同上	同上
12	一般入学者選抜(後期)の合格者数	9月10日(木)	10:00まで	同上	13:00まで	同上	同上

(注) 技能教育施設との連携措置による定時制の課程及び通信制の課程は、「9」についてのみ報告すること。

※ N.S.は、入学者選抜報告システムのことである。

参考 北海道有朋高等学校学則別記第1号様式

		※受付番号	(                    )
収 入 証 紙			
<h2 style="margin: 0;">入 学 願 書</h2> <p style="text-align: right; margin: 5px 0;">年   月   日</p> <p>北海道有朋高等学校長 様</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin-top: 20px;"> <div style="width: 60%;"> <p style="margin: 5px 0;">出 願 者 署 名</p> <p style="margin: 5px 0;">保 護 者 等 署 名</p> </div> <div style="width: 35%; border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p style="margin: 0;">写真を貼る位置</p> <p style="margin: 5px 0;">縦7センチメートル、 横5センチメートル</p> <p style="margin: 0;">又は</p> <p style="margin: 5px 0;">縦4センチメートル、 横3センチメートル</p> <p style="margin: 5px 0;">出願前6か月以内に上半身を 正面から撮影したもの</p> </div> </div> <p style="margin-top: 20px;">貴校に入学したいので、許可してください。</p>			
出願課程	技能教育施設との連携措置による定時制の課程		出願学科
出 願 者	ふりがな 氏 名	生	
	現 住 所	電 話 番	
	学 歴	出身(在籍)中学校	中学校卒業(卒業見込)年月日
保 護 者 等	ふりがな 氏 名	出願者との関係	
	現 住 所	電 話 番	
備 考			

記入上の注意

「出願者署名」及び「保護者等署名」の欄については、自署とすること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦型とする。

注 様式の外周線は、用紙の大きさを示すものである。

参考 北海道有朋高等学校学則別記第1号様式の2

		※受検番号	(                    )
<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                 収 入 証 紙             </div>			
<h2 style="margin: 0;">入 学 願 書</h2> <p style="text-align: right; margin: 0;">年    月    日</p> <p style="margin: 0;">北海道有朋高等学校長 様</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">出 願 者 署 名</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">保 護 者 等 署 名</p> <p style="margin: 0;">貴校に入学したいので、許可してください。</p>			
出願課程	単位制による定時制の課程	出願学科	第1志望
			第2志望
出 願 者	ふりがな 氏 名	生	
	現 住 所	電 話 番	
学 歴	学校名(課程名)	入学年月日	卒業(卒業見込)年月日等
保 護 者 等	ふりがな 氏 名	出願者との関係	
	現 住 所	電 話 番	
入学者選抜における特別な配慮の希望の有無			
備 考			

記入上の注意

「出願者署名」及び「保護者等署名」の欄については、自署とすること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦型とする。

注 様式の外周線は、用紙の大きさを示すものである。





別記様式2 (日本産業規格A4縦型)

( 中学校長経由)
<h1>入学確約書</h1>
令和 年 月 日
北海道有朋高等学校長 様
出願者署名
保護者等署名
このたび、令和8年度(2026年度)北海道有朋高等学校自己推薦による入学者選抜において、貴校単位制による定時制の課程の 科の合格者に内定した旨通知を受けました。
ついては、貴校に入学することを、ここに確約します。

- (注) 1 中学校に在学している者は、( 中学校長経由)に中学校名を記入し、中学校長経由で提出すること。  
2 中学校には、義務教育学校の後期課程を含むものとする。

## 別記5

令和8年度(2026年度)道立高等学校専攻科入学者選抜実施要項

(令和7年(2025年)9月30日教育長決定)

この要項は、令和8年度(2026年度)の道立高等学校専攻科の入学者の選抜の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 1 北海道美唄聖華高等学校専攻科

## (看護科)

## (1) 実募集人員

別に告示する募集人員から、令和8年(2026年)3月末日までに北海道美唄聖華高等学校衛生看護科を卒業見込みの者で、北海道美唄聖華高等学校専攻科看護科への入学を希望するものの人数を減じた数とする。

## (2) 修業年限

2年

## (3) 出願資格

次の各号に該当する者であること。

- ア 高等学校とその専攻科による5年間の一貫教育を行う看護師養成課程において、高等学校の看護に関する学科を卒業した者又は令和8年(2026年)3月末日までに卒業見込みの者
- イ 保健師助産師看護師学校養成所指定規則(昭和26年文部省・厚生省令第1号)別表3の3に定める教育内容に対応した高等学校で履修すべき科目の単位数を全て修得した者

## (4) 出願期間

令和8年(2026年)1月19日(月)午前9時から令和8年(2026年)1月22日(木)正午まで

## (5) 出願手続

次に掲げる書類を、北海道美唄聖華高等学校(以下この項において「出願校」という。)の校長に提出すること。

- ア 入学願書(出願校の校長の定める様式によること。)
- イ 入学検定料(北海道立学校条例(昭和39年北海道条例第41号)の定める金額の北海道収入証紙を入学願書に貼り付けること。)
- ウ 調査書(出身高等学校長又は在籍高等学校長が作成したもの)
- エ 推薦書(高等学校在籍者は在籍高等学校長が別記様式1により作成したもの。ただし、それ以外の者で推薦書の提出が困難なものは、出願校の校長にその旨を申し出て、指示を受けること。)

## 【留意事項】

出願手続についての問合せ、出願書類用紙の請求等は、直接出願校に対し行うこと。出願書類用紙の請求の際は、角形2号の返信用封筒(郵便番号、住所及び氏名を表記し、180円切手を貼り付けたもの)を必ず同封すること。

## (6) 出願場所及び受検場所

北海道美唄聖華高等学校

〒072-0007 美唄市東6条北2丁目1番1号(電話 0126-64-2385)

## (7) 検査日

令和8年(2026年)2月10日(火)午前9時

## (8) 選抜方法

作文及び面接の結果並びに提出書類の審査により総合的に行う。

## (9) 合格発表

ア 出願校の校長は、令和8年(2026年)2月18日(水)に本人に通知すること。

イ 合格者は入学確約書(別記様式2)を令和8年(2026年)2月24日(火)正午までに  
出願校の校長に提出すること。

## (10) その他

ア この要項に定めるもののほか、実施について必要な事項は、別に定める。

イ 特別な配慮を必要とする者が出願しようとする場合は、出身高等学校長又は在籍高等学校長は出願しようとする高等学校長にその事情を説明し、当該高等学校長は学校教育局学  
力向上推進課長と協議すること。

ウ この要項により難しい場合は、学校教育局学力向上推進課長と協議すること。

## 2 北海道小樽水産高等学校専攻科

### (漁業科)

## (1) 募集人員

別に告示するところによる。

## (2) 修業年限

2年

## (3) 出願資格

高等学校を卒業した者又は令和8年(2026年)3月末日までに卒業見込みの者で、次の各号に該当するものであること。

ア 在学中、船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和26年法律第149号)第5条第1項第1号に規定する海技士(航海)の資格に関する単位を15単位以上修得している者

イ 在学中、総トン数300トン以上の実習船(第三種漁船)による乗船履歴を2か月以上有している者

ウ 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則(昭和26年運輸省令第91号)別表第3の海技士身体検査基準表に規定する基準を満たす者

## (4) 出願期間

令和8年(2026年)1月5日(月)午前9時から令和8年(2026年)1月16日(金)正午まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)

## (5) 出願手続

次に掲げる書類を、出身高等学校長又は在籍高等学校長を経由の上、北海道小樽水産高等学校(以下この項において「出願校」という。)の校長に提出すること。

ア 入学願書(出願校の校長の定める様式によること。)

- イ 入学検定料(北海道立学校条例(昭和39年北海道条例第41号)の定める金額の北海道収入証紙を入学願書に貼り付けること。)
- ウ 調査書(出身高等学校長又は在籍高等学校長が作成したもの)
- エ 海技資格認定単位修得証明書又は海技資格認定単位修得見込証明書(出身高等学校長又は在籍高等学校長が作成したもの)
- オ 乗船に関する証明書(出願校の校長の定める様式によること。)
- カ 健康診断書(出願校の校長の定める様式によること。)

**【留意事項】**

出願手続についての問合せ、出願書類用紙の請求等は、直接出願校に対し行うこと。出願書類用紙の請求の際は、角形2号の返信用封筒(郵便番号、住所及び氏名を表記し、180円切手を貼り付けたもの)を必ず同封すること。

**(6) 出願場所及び受検場所**

北海道小樽水産高等学校

〒047-0001 小樽市若竹町9番1号(電話 0134-25-0063)

**(7) 検査日**

令和8年(2026年)2月2日(月)午前9時

**(8) 選抜方法**

作文、面接の結果及び身体検査並びに提出書類の審査により総合的に行う。

**(9) 合格発表**

ア 出願校の校長は、令和8年(2026年)2月13日(金)に本人に通知すること。

イ 合格者は入学確約書(別記様式2)を令和8年(2026年)2月20日(金)正午までに  
出願校の校長に提出すること。

**(10) その他**

ア この要項に定めるもののほか、実施について必要な事項は、別に定める。

イ 特別な配慮を必要とする者が出願しようとする場合は、出身高等学校長又は在籍高等学校長は出願しようとする高等学校長にその事情を説明し、当該高等学校長は学校教育局学  
力向上推進課長と協議すること。

ウ この要項により難しい場合は、学校教育局学力向上推進課長と協議すること。

**(情報通信科)****(1) 募集人員**

別に告示するところによる。

**(2) 修業年限**

2年

**(3) 出願資格**

次の各号のいずれかに該当する者であること。

ア 水産高等学校の情報通信に関する学科又はこれに準ずる学科(コース)を令和8年(2026年)3月末日までに卒業見込みの者

イ 高等学校を卒業した者又は令和8年(2026年)3月末日までに卒業見込みの者で、無線従事者規則(平成2年郵政省令第18号)に規定された第三級総合無線通信士の資格を有しているもの

(4) 出願期間

令和8年(2026年)1月5日(月)午前9時から令和8年(2026年)1月16日(金)正午まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)

(5) 出願手続

次に掲げる書類を、出身高等学校長又は在籍高等学校長を経由の上、出願校の校長に提出すること。

ア 入学願書(出願校の校長の定める様式によること。)

イ 入学検定料(北海道立学校条例(昭和39年北海道条例第41号)の定める金額の北海道収入証紙を入学願書に貼り付けること。)

ウ 調査書(出身高等学校長又は在籍高等学校長が作成したもの)

エ 第三級総合無線通信士の免許証の写し又は合格通知書の写し

**【留意事項】**

出願手続についての問合せ、出願書類用紙の請求等は、直接出願校に対し行うこと。出願書類用紙の請求の際は、角形2号の返信用封筒(郵便番号、住所及び氏名を表記し、180円切手を貼り付けたもの)を必ず同封すること。

(6) 出願場所及び受検場所

漁業科に同じ。

(7) 検査日

漁業科に同じ。

(8) 選抜方法

作文及び面接の結果並びに提出書類の審査により総合的に行う。

(9) 合格発表

漁業科に同じ。

(10) その他

漁業科に同じ。

### 3 北海道函館水産高等学校専攻科

(機関科)

(1) 募集人員

別に告示するところによる。

(2) 修業年限

2年

(3) 出願資格

高等学校を卒業した者又は令和8年(2026年)3月末日までに卒業見込みの者で、次の各号に該当するものであること。

- ア 在学中、船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和26年法律第149号)第5条第1項第2号に規定する海技士(機関)の資格に関する単位を15単位以上修得している者
- イ 在学中、総トン数300トン以上の実習船(第三種漁船)による乗船履歴を2か月以上有している者
- ウ 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則(昭和26年運輸省令第91号)別表第3の海技士身体検査基準表に規定する基準を満たす者

(4) 出願期間

令和8年(2026年)1月5日(月)午前9時から令和8年(2026年)1月16日(金)正午まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)

(5) 出願手続

次に掲げる書類を、出身高等学校長又は在籍高等学校長を経由の上、北海道函館水産高等学校(以下この項において「出願校」という。)の校長に提出すること。

- ア 入学願書(出願校の校長の定める様式によること。)
- イ 入学検定料(北海道立学校条例(昭和39年北海道条例第41号)の定める金額の北海道収入証紙を入学願書に貼り付けること。)
- ウ 調査書(出身高等学校長又は在籍高等学校長が作成したもの)
- エ 海技資格認定単位修得証明書又は海技資格認定単位修得見込証明書(出身高等学校長又は在籍高等学校長が作成したもの)
- オ 乗船に関する証明書(出願校の校長の定める様式によること。)
- カ 健康診断書(出願校の校長の定める様式によること。)

**【留意事項】**

出願手続についての問合せ、出願書類用紙の請求等は、直接出願校に対し行うこと。出願書類用紙の請求の際は、角形2号の返信用封筒(郵便番号、住所及び氏名を表記し、180円切手を貼り付けたもの)を必ず同封すること。

(6) 出願場所及び受検場所

北海道函館水産高等学校

〒049-0111 北斗市七重浜2丁目15番3号(電話 0138-49-2412)

(7) 検査日

令和8年(2026年)2月2日(月)午前9時

(8) 選抜方法

作文、面接の結果及び身体検査並びに提出書類の審査により総合的に行う。

(9) 合格発表

- ア 出願校の校長は、令和8年(2026年)2月13日(金)に本人に通知すること。
- イ 合格者は入学確約書(別記様式2)を令和8年(2026年)2月20日(金)正午までに  
出願校の校長に提出すること。

(10) その他

- ア この要項に定めるもののほか、実施について必要な事項は、別に定める。
- イ 特別な配慮を必要とする者が出願しようとする場合は、出身高等学校長又は在籍高等学校長は出願しようとする高等学校長にその事情を説明し、当該高等学校長は学校教育局学力向上推進課長と協議すること。
- ウ この要項により難しい場合は、学校教育局学力向上推進課長と協議すること。

#### 4 北海道富良野高等学校農業特別専攻科

##### (園芸科学科)

###### (1) 募集人員

別に告示するところによる。

###### (2) 修業年限

2年

###### (3) 出願資格

次の各号のいずれかに該当する者であること。

ア 高等学校又はこれに準ずる学校を卒業した者(令和8年(2026年)3月末日までに卒業見込みの者を含む。)

イ 外国において学校教育における12年の課程を修了した者

ウ 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)

エ その他北海道富良野高等学校(以下この項において「出願校」という。)の校長が、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

###### (4) 出願期間

令和8年(2026年)1月8日(木)午前9時から令和8年(2026年)1月16日(金)正午まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)

###### (5) 出願手続

次に掲げる書類を、令和8年(2026年)3月末日までに高等学校を卒業見込みの者は在籍高等学校長を経由して、それ以外の者は直接出願校の校長に提出すること。

ア 入学願書(出願校の校長の定める様式によること。)

イ 入学検定料(北海道立学校条例(昭和39年北海道条例第41号)の定める金額の北海道収入証紙を入学願書に貼り付けること。)

ウ 調査書(出身高等学校長又は在籍高等学校長が作成したもの)

エ 健康診断書(出願校の校長の定める様式によること。)

オ 農業自営予定者説明書(出願校の校長の定める様式によること。)

##### 【留意事項】

出願手続についての問合せ、出願書類用紙の請求等は、直接出願校に対し行うこと。出願書類用紙の請求の際は、角形2号の返信用封筒(郵便番号、住所及び氏名を表記し、180円切手を貼り付けたもの)を必ず同封すること。

###### (6) 出願場所及び受検場所

北海道富良野高等学校

〒076-0037 富良野市西町1番1号(電話 0167-22-2594)

###### (7) 検査日

令和8年(2026年)1月30日(金)午前10時

###### (8) 選抜方法

作文及び面接の結果並びに出願書類の審査により総合的に行う。

(9) 合格発表

出願校の校長は、令和8年(2026年)2月6日(金)に本人に通知すること。

(10) 合格発表後の入学者選抜

合格者の数が募集人員に満たない場合で、入学希望者があるときは、令和8年(2026年)4月3日(金)までの間に選抜の上、入学させることができる。

(11) その他

ア この要項に定めるもののほか、実施について必要な事項は、別に定める。

イ 特別な配慮を必要とする者が出願しようとする場合は、出身高等学校長又は在籍高等学校長は出願しようとする高等学校長にその事情を説明し、当該高等学校長は学校教育局学力向上推進課長と協議すること。

ウ この要項により難しい場合は、学校教育局学力向上推進課長と協議すること。

## 5 北海道稚内高等学校専攻科

### (看護科)

(1) 実募集人員

別に告示する募集人員から、令和8年(2026年)3月末日までに北海道稚内高等学校衛生看護科を卒業見込みの者で、北海道稚内高等学校専攻科看護科への入学を希望するものの人数を減じた数とする。

(2) 修業年限

2年

(3) 出願資格

次の各号に該当する者であること。

- ア 高等学校とその専攻科による5年間の一貫教育を行う看護師養成課程において、高等学校の看護に関する学科を卒業した者又は令和8年(2026年)3月末日までに卒業見込みの者
- イ 保健師助産師看護師学校養成所指定規則(昭和26年文部省・厚生省令第1号)別表3の3に定める教育内容に対応した高等学校で履修すべき科目の単位数を全て修得した者

(4) 出願期間

令和8年(2026年)1月19日(月)午前9時から令和8年(2026年)1月22日(木)正午まで

(5) 出願手続

次に掲げる書類を、北海道稚内高等学校(以下この項において「出願校」という。)の校長に提出すること。

ア 入学願書(出願校の校長の定める様式によること。)

イ 入学検定料(北海道立学校条例(昭和39年北海道条例第41号)の定める金額の北海道収入証紙を入学願書に貼り付けること。)

ウ 調査書(出身高等学校長又は在籍高等学校長が作成したもの)

エ 推薦書(高等学校在籍者は在籍高等学校長が別記様式1により作成したもの。ただし、それ以外の者で推薦書の提出が困難なものは、出願校の校長にその旨を申し出て、指示を受けること。)

**【留意事項】**

出願手続についての問合せ、出願書類用紙の請求等は、直接出願校に対し行うこと。出願書類用紙の請求の際は、角形2号の返信用封筒(郵便番号、住所及び氏名を表記し、180円切手を貼り付けたもの)を必ず同封すること。

**(6) 出願場所及び受検場所**

北海道稚内高等学校

〒097-0017 稚内市栄1丁目4番1号(電話 0162-33-4154)

**(7) 検査日**

令和8年(2026年)2月10日(火)午前9時

**(8) 選抜方法**

作文及び面接の結果並びに提出書類の審査により総合的に行う。

**(9) 合格発表**

ア 出願校の校長は、令和8年(2026年)2月18日(水)に本人に通知すること。

イ 合格者は入学確約書(別記様式2)を令和8年(2026年)2月24日(火)正午までに  
出願校の校長に提出すること。

**(10) その他**

ア この要項に定めるもののほか、実施について必要な事項は、別に定める。

イ 特別な配慮を必要とする者が出願しようとする場合は、出身高等学校長又は在籍高等学校長は出願しようとする高等学校長にその事情を説明し、当該高等学校長は学校教育局学  
力向上推進課長と協議すること。

ウ この要項により難しい場合は、学校教育局学力向上推進課長と協議すること。

**6 北海道別海高等学校農業特別専攻科****(酪農経営科)****(1) 募集人員**

別に告示するところによる。

**(2) 修業年限**

2年

**(3) 出願資格**

次の各号のいずれかに該当する者であること。

ア 高等学校又はこれに準ずる学校を卒業した者(令和8年(2026年)3月末日までに卒業見込みの者を含む。)

イ 外国において学校教育における12年の課程を修了した者

ウ 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)

エ その他北海道別海高等学校(以下この項において「出願校」という。)の校長が、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

**(4) 出願期間**

令和8年(2026年)1月8日(木)午前9時から令和8年(2026年)1月16日(金)正午まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)

**(5) 出願手続**

次に掲げる書類を、令和8年(2026年)3月末日までに高等学校を卒業見込みの者は在籍高等学校長を経由して、それ以外の者は直接出願校の校長に提出すること。

ア 入学願書(出願校の校長の定める様式によること。)

イ 入学検定料(北海道立学校条例(昭和39年北海道条例第41号)の定める金額の北海道収入証紙を入学願書に貼り付けること。)

ウ 調査書(出身高等学校長又は在籍高等学校長が作成したもの)

エ 健康診断書(出願校の校長の定める様式によること。)

オ 農業自営予定者説明書(出願校の校長の定める様式によること。)

**【留意事項】**

出願手続についての問合せ、出願書類用紙の請求等は、直接出願校に対し行うこと。出願書類用紙の請求の際は、角形2号の返信用封筒(郵便番号、住所及び氏名を表記し、180円切手を貼り付けたもの)を必ず同封すること。

**(6) 出願場所及び受検場所**

北海道別海高等学校

〒086-0214 野付郡別海町別海緑町70番地1(電話 0153-75-2053)

**(7) 検査日**

令和8年(2026年)1月30日(金)午前10時

**(8) 選抜方法**

作文及び面接の結果並びに提出書類の審査により総合的に行う。

**(9) 合格発表**

出願校の校長は、令和8年(2026年)2月6日(金)に本人に通知すること。

**(10) 合格発表後の入学者選抜**

合格者の数が募集人員に満たない場合で、入学希望者があるときは、令和8年(2026年)4月3日(金)までの間に選抜の上、入学させることができる。

**(11) その他**

ア この要項に定めるもののほか、実施について必要な事項は、別に定める。

イ 特別な配慮を必要とする者が出願しようとする場合は、出身高等学校長又は在籍高等学校長は出願しようとする高等学校長にその事情を説明し、当該高等学校長は学校教育局学力向上推進課長と協議すること。

ウ この要項により難しい場合は、学校教育局学力向上推進課長と協議すること。

別記様式1 (日本産業規格A4縦型)

<h1 style="margin: 0;">推 薦 書</h1>	
令和 年 月 日	
北海道 高等学校長 様	
高等学校長名	
次の者は、貴校専攻科への入学が適当と認められるので推薦します。	
記	
氏名	昭和・平成 年 月 日生
推 薦 理 由	
1 志望の動機及び理由	
2 適性、興味・関心及び学習意欲	
3 その他の顕著な事実	
4 総合所見	

(注) 高等学校長名には、高等学校名も併記すること。

別記様式2 (日本産業規格A4縦型)

# 入学確約書

令和 年 月 日

北海道 高等学校長 様

出願者署名

このたび、令和8年度(2026年度) 高等学校専攻科入学者選抜において、合格した旨通知を受けました。

ついては、貴校に入学することを、ここに確約します。

別記6

令和8年度(2026年度)道立高等学校への道外からの出願に係る入学者選抜実施要項  
(令和7年(2025年)9月30日教育長決定)

この要項は、令和8年度(2026年度)の道外からの出願を受け入れる道立高等学校への入学者の選抜の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

この要項による入学者選抜は、推薦入学者選抜により行うものとする。ただし、推薦入学者選抜で合格内定とならなかった者については、再出願を認めることとする。

1 対 象 学 科

(1) 全日制の課程の普通教育を主とする学科

北海道月形高等学校	普通
北海道夕張高等学校	普通
北海道栗山高等学校	普通
北海道蘭越高等学校	普通
北海道追分高等学校	普通
○北海道鶴川高等学校	普通
北海道平取高等学校	普通
北海道松前高等学校	普通
北海道東川高等学校	普通
北海道礼文高等学校	普通
北海道常呂高等学校	普通
○北海道湧別高等学校	普通
北海道音更高等学校	普通
北海道上士幌高等学校	普通
○北海道鹿追高等学校	普通
北海道大樹高等学校	地域探究
北海道白糠高等学校	普通
北海道弟子屈高等学校	普通
北海道厚岸翔洋高等学校	普通
北海道標津高等学校	普通

(2) 全日制の課程の農業に関する学科

北海道岩見沢農業高等学校	農業科学
	畜産科学
	食品科学
	農業土木工学
	環境造園
	森林科学
北海道深川東高等学校	生活科学
	生産科学
北海道当別高等学校	園芸デザイン
北海道俱知安農業高等学校	生産科学
北海道静内農業高等学校	食品科学
	生産科学
北海道大野農業高等学校	農業科学
	園芸福祉
	食品科学
北海道遠別農業高等学校	生産科学

※ ○印の学校は、「連携型中高一貫教育を実施する道立高等学校入学者選抜」を実施する。

北海道美幌高等学校	未来農業
	農業科学
	酪農科学
	食品科学
	農業土木工学
北海道帯広農業高等学校	森林科学
	農業
北海道更別農業高等学校	生活科学
	アグリビジネス
★北海道士幌高等学校	フードシステム
北海道別海高等学校	酪農経営
★北海道中標津農業高等学校	生産技術
	食品ビジネス

(3) 全日制の課程の商業に関する学科

北海道福島商業高等学校	商業
北海道苫前商業高等学校	商業

(4) 全日制の課程の水産に関する学科

北海道小樽水産高等学校	海洋漁業
	水産食品
	栽培漁業
	情報通信
北海道函館水産高等学校	海洋技術
	食品創造
北海道厚岸翔洋高等学校	機関工学
北海道厚岸翔洋高等学校	海洋資源

(5) 全日制の課程の福祉に関する学科

北海道置戸高等学校	福祉
-----------	----

(6) 全日制の課程の総合学科

★北海道剣淵高等学校	総合
北海道斜里高等学校	総合
北海道清水高等学校	総合
北海道池田高等学校	総合
北海道標茶高等学校	総合

※ 町立高等学校には、★印を付している。

## 2 道外からの入学者の受入れの数

- (1) 道立高等学校(連携型中高一貫教育を実施する道立高等学校入学者選抜を実施する学校を除く。)推薦入学者選抜を実施する学校

道立高等学校推薦入学者選抜実施要項(以下「推薦要項」という。)の「2 推薦による入学者の範囲」(以下「推薦枠」という。)の5%程度の数とする。ただし、道立高等学校一般入学者選抜実施要項(以下「一般要項」という。)における出願変更後の道内からの出願者数が募集人員を満たしておらず、かつ、推薦要項における道内からの出願者数が推薦枠に達していない場合は、道内の出願者に影響が出ない範囲で、合格内定者数が推薦枠に達するまで受け入れることができる。

なお、再出願後の出願状況において各学科における道内からの出願者数が募集人員を満たしていない場合は、5%を超えて受け入れることができる。

- (2) 連携型中高一貫教育を実施する道立高等学校入学者選抜を実施する学校

連携型中高一貫教育を実施する道立高等学校入学者選抜実施要項(以下「連携型要項」という。)の「3 連携型推薦入学者選抜(2)入学者の範囲」(以下「連携型推薦枠」という。)の5%程度の数とする。ただし、連携型要項における連携型一般入学者選抜による出願変更後の道内からの出願者数が募集人員を満たしておらず、かつ、連携型要項における連携型推薦入学者選抜の出願者数が連携型推薦枠に達していない場合は、道内の出願者に影響が出ない範囲で、合格内定者数が連携型推薦枠に達するまで受け入れることができる。

なお、再出願後の出願状況において各学科における道内からの出願者数が募集人員を満たしていない場合は、5%を超えて受け入れることができる。

## 3 出 願 資 格

道外からの入学を希望する者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 令和8年(2026年)3月末日までに道外の中学校若しくはこれに準ずる学校又は義務教育学校(以下「中学校」という。)を卒業する見込みの者(公立夜間中学(義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(平成28年法律第105号)第14条に規定する学校。以下「夜間中学」という。)を卒業する見込みの者を含む。)
- (2) 出願先高等学校のスクール・ポリシーを理解し、自らを各学校が示す「入学者の受入れに関する方針」に合うと考えている者で、出願する動機及び理由が明確であるもの
- (3) 当該学科に対する適性、興味・関心及び学習意欲を有する者

### 【留意事項】

- 各都道府県及び市町村においてこの要項以外の公立高等学校入学者選抜実施要項により出願した者は、同時にこの要項により出願することはできない。
- 保護者(保護者の間で住所が異なる場合は、出願者の日常生活が営まれ、生活の本拠となっている所の保護者)の住所が道内に存する場合は、道内からの出願として取り扱うものとする。
- 普通教育を主とする学科、商業に関する学科、福祉に関する学科及び総合学科については、当該の高等学校が別途示す教科・科目等を学習する意思のある者に限る。

## 4 出 願 の 受 付

推薦要項の「4 出願の受付」による。

## 5 出願の手続

### (1) 出願できる学科

出願できる学科は、一の高等学校の一の学科に限るものとする。ただし、出願しようとする高等学校に置かれている同一課程の同一大学科内の他の学科がこの要項の対象学科となっているときは、そのうちの一の学科を第2志望とすることができる。

なお、一般要項の「4 出願できる学科」の(2)に定める第3志望により出願することはできない。

#### 【留意事項】

この要項において、大学科とは、普通教育を主とする学科、農業に関する学科、商業に関する学科、水産に関する学科、福祉に関する学科及び総合学科を指す。

### (2) 出願書類の提出及び受付

#### ア 出願者の手続

出願者は、次の書類を、現に在学する中学校長を経由して、出願先の高等学校長に提出すること。

#### 【留意事項】

夜間中学を卒業見込みの者は、現に在学する中学校長を経由して、出願先の高等学校長に提出すること。

#### イ 入学願書(ウェブ申請用)(北海道立高等学校学則(昭和26年北海道教育委員会規則第8号)第15条の規定による入学願書(同規則別記第3号様式))

出願者は、あらかじめウェブ上の出願情報電子申請システム(以下「申請システム」という。)により、必要事項を入力・申請した上で、入学検定料として、北海道立学校条例(昭和39年北海道条例第41号)に定める金額の北海道収入証紙を入学願書に貼り付けること。

ただし、北海道収入証紙の購入が困難である場合は、代わりにオンライン支払又は定額小為替により、入学検定料を納付することができる。

なお、ウェブ上の申請システムによる出願者情報等のオンライン入力の受付期間は次のとおりとする。

受付期間
令和7年(2025年)12月5日(金)～令和8年(2026年)1月22日(木)

#### 【留意事項】

##### 1 入学願書の作成

ウェブ申請に係る手続等の詳細については、別に定める「令和8年度道立高等学校入学者選抜出願手続(ウェブ申請・願書提出)マニュアル」(以下「マニュアル」という。)を参照すること。

なお、入学願書(ウェブ申請用)と写真台紙・受検票は、それぞれA4用紙に片面で印刷し、写真台紙と受検票は切り離さないこと。

##### 2 入学願書の入力等

(1) 出願者が未成年の場合、「保護者等署名」の欄は、出願者に対して親権を行う者(親権を行う者がいない場合は未成年後見人)が署名すること。

(2) 「出願区分」で「推薦」を選択すること。

(3) 「出願学科」で志望する学科名を選択すること。ただし、「第3志望」は「-(第3志望なし)」を選択することとし、第2志望を希望しない場合は、「第2志望」は「-(第2志望なし)」を選択すること。

(4) 保護者の間で住所が異なる場合は、出願者の日常生活が営まれ、生活の本拠となっている所の保護者を「保護者等」の欄に入力すること。

- (5) 現住所については、合格通知書等の確実な到着を期するため、「〇〇方」、「〇〇マンション〇〇号室」等詳細に入力すること。
- 3 オンライン支払により入学検定料を納付する場合、マニュアルを参照すること。
- 4 定額小為替により入学検定料を納付する場合、定額小為替を出願書類とともに提出すること。なお、定額小為替の受取人欄は押印、記入をしないこと。

- (イ) 写真台紙(ウェブ申請用)(一般要項の別記様式1による。)  
出願前6か月以内に上半身を正面から撮影した写真のデータ(10MB以内)を申請システム上でアップロードする、又は出願前6か月以内に上半身を正面から撮影した写真(縦7cm・横5cm)を写真台紙に貼り付けること。
- (ウ) 受検票(ウェブ申請用)(一般要項の別記様式1による。)
- (エ) 自己推薦書(全日制課程受検者用)(推薦要項の別記様式1による。)
- (オ) 道外からの出願希望調書(別記様式1)
- (カ) 農業自営予定者説明書(推薦要項の別記様式2による。)  
農業に関する学科の出願者で、将来、自家経営に従事することを希望するものに限り提出すること。
- (キ) 漁業自営予定者説明書(推薦要項の別記様式3による。)  
水産に関する学科の出願者で、将来、自家経営に従事することを希望するものに限り提出すること。
- イ 中学校長の手続  
中学校長は、次の書類を出願先高等学校長に提出すること。
  - (ア) 出願者一覧表(一般要項の別記様式2による。)

**【留意事項】**

出願者一覧表用紙は、中学校において作成し、出願時に併せて提出すること。

- (イ) 個人調査書(一般要項の別記様式3による。令和8年(2026年)2月3日(火)正午までに提出すること。)

**【留意事項】**

- 1 個人調査書用紙は、中学校において作成すること。
- 2 中学校長は、中学校生徒指導要録に基づいて厳正に作成すること。
- 3 校内に「個人調査書審査委員会」を設置するなどして、点検、保管、発送などの事務を公正かつ的確に行うこと。
- 4 個人調査書への受検番号の記入について、離島等でやむを得ない事情により令和8年(2026年)2月3日(火)正午までに到着できないと見込まれる場合は、未記入のまま提出することができること。
- 5 個人調査書の記載については、「備考 個人調査書の記入について」(36ページ)によること。
- 6 個人調査書は、当該都府県の定める様式による書類をもって代えることができること。

- ウ 高等学校長の手続
  - (ア) 高等学校長は、入学願書を受け付けたときは、速やかに入学願書受付票(一般要項の別記様式4による。)を当該中学校長に交付すること。
  - (イ) 高等学校長は、令和8年(2026年)1月28日(水)までに受検票を当該中学校長を経由して出願者に交付すること。

**【留意事項】**

受検票を当該中学校長に郵送する場合には、一般書留、簡易書留又はレターパックプラスとすること。

(ウ) 高等学校長は、受け付けた出願者の状況を入学願書受付簿（一般要項の別記様式5による。）に記入すること。

**6 出願状況の発表**

推薦要項の「6 出願状況の発表」による。

**7 出願変更**

推薦要項の「7 出願変更」による。

**8 面接等**

推薦要項の「8 面接等」による。

ただし、英語の聞き取りテスト等を実施しない学校は、通信機器を活用した遠隔面接を実施することができる。

なお、高等学校長は、実施について必要な事項を別に定めること。

**9 選抜の方法**

推薦要項の「9 選抜の方法」による。

**10 合格内定者の通知及び入学の確約**

推薦要項の「10 合格内定者の通知及び入学の確約」による。

**11 合格内定者数の発表**

推薦要項の「11 合格内定者数の発表」による。

**12 合格内定者の合格発表**

推薦要項の「13 合格発表」による。

**13 合格内定とならなかった者の再出願**

(1) 合格内定とならなかった者については、「1 対象学科」に示す学科への再出願を認める。  
ただし、面接を欠席した者及び合格内定後入学確約書を提出しなかった者は再出願を認めない。

(2) 再出願の受付期間及び受付時間

推薦要項の「12 再出願」の(2)による。

(3) 出願者の手続

推薦要項の「12 再出願」の(3)による。

**【留意事項】**

離島等のため受付期間中に再出願の手続を行うことが困難な場合は、中学校長は、受付期間中に、当初出願した高等学校長及び再出願先の高等学校長に対し、再出願を希望する者の状況を電話等により連絡することにより、手続を行う意思を伝えること。

- (4) 高等学校長の手続  
推薦要項の「12 再出願」の(4)による。

**【留意事項】**

- 1 離島等のため期日までに受検票を交付することが困難な場合は、再出願先の高等学校長は、中学校長に対し、その旨を電話等により連絡すること。
- 2 再出願の際の入学検定料の取扱いについては、「道立高等学校推薦入学者選抜に係る入学検定料の取扱いについて」(令和3年(2021年)11月25日付け教高第2150号教育長通知)(184ページ)を参照すること。
- 3 再出願に係る出願書類の取扱いは、一般要項の「8 出願変更」の留意事項に定める手続に準ずること。

- (5) 再出願後の出願状況の発表の期日等  
推薦要項の「12 再出願」の(5)による。
- (6) 学力検査  
一般要項の「9 学力検査」による。
- (7) 面接、実技  
一般要項の「10 面接等」による。
- (8) 学力検査及び面接等の会場  
学力検査の受検場及び面接等の会場は、原則として、出願先の高等学校とする。
- (9) 入学者の選抜  
一般要項の「14 入学者の選抜」の「(1) 全日制の課程に係る選抜」による。
- (10) 合格発表  
一般要項の「15 合格発表」による。
- (11) 合格者の追加  
一般要項の「16 合格者の追加」による。
- (12) 学力検査の得点の情報提供  
一般要項の「19 学力検査の得点の情報提供」による。
- (13) その他  
一般要項の「21 その他」による。

**【留意事項】**

再出願における当初の出願先の高等学校長から再出願先の高等学校長への出願書類の送付に関し、郵送を必要とする場合は、郵送料は出願者の負担とする。

別記様式1(日本産業規格A4縦型)

※受検番号	( )
-------	-----

## 道外からの出願希望調書

令和 年 月 日

北海道 高等学校長 様

都 府 県 名	
在 籍 中 学 校	
出 願 者 署 名	
保 護 者 等 署 名	

### 出願者記入欄

1 出願者として説明したいこと

(1) 本道の高校に入学を志望する理由や抱負について

(志望する高校・学科に入学したい理由と、入学してから自分がしたいと思うことなどについて記入してください。)

(2) 高校入学後の学習について(普通教育を主とする学科、商業に関する学科、福祉に関する学科及び総合学科への出願者のみ記入してください。)

(出願先の高校が別途示す教科・科目等を学習する意思の有無について、右の欄の「有・無」の該当する文字を○で囲んでください。)

出願先の高校が示す教科・科目等を学習する意思の有無	有 ・ 無
---------------------------	-------------

### 保護者等記入欄

2 保護者として説明したいこと

(本道の高校に入学させたい理由と、離れて生活するお子さんが規律ある生活を送れるようにするため保護者としてどのような対応をされようとしているのかについてのお考えを記入してください。)

(注) 1 1については出願者が、2については保護者等が記入してください。なお、「出願者署名」及び「保護者等署名」の欄以外についてはパソコンにより入力し、印刷してもよいですが、欄の大きさ等を変更しないでください。また、文字のフォントはMS明朝、大きさは10.5ポイントを基本としますが、大きさについては出願者の任意とします。  
2 ※印の欄は記入しないでください。